

第百六十四回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 八 号

平成十八年三月十七日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 遠藤 乙彦君

理事 小淵 優子君 理事 大前 繁雄君

理事 小島 敏男君 理事 西村 明宏君

理事 松浪健四郎君 理事 藤村 修君

理事 牧 義夫君 理事 池坊 保子君

理事 阿部 俊子君 理事 秋葉 賢也君

井脇ノブ子君 飯島 夕雁君

浮島 敏男君 小川 友一君

小野 次郎君 岡下 信子君

加藤 紘一君 川条 志嘉君

木原 稔君 近藤 基彦君

佐藤 鍊君 坂本 剛二君

清水清一朗君 鈴木 俊一君

西本 勝子君 林 潤君

福田 峰之君 藤田 幹雄君

馬渡 龍治君 松本 純君

山本ともひろ君 吉野 正芳君

泉 健太君 岩國 哲人君

奥村 展三君 北橋 健治君

末松 義規君 田中眞紀子君

松本 謙公君 松本 大輔君

山口 壯君 笠 浩史君

西 博義君 石井 郁子君

保坂 展人君

文部科学大臣 小坂 憲次君

文部科学副大臣 河本 三郎君

文部科学副大臣 馳 浩君

文部科学大臣政務官 吉野 正芳君

衆議院調査局長 大西 勉君

政府参考人 藤井 昭夫君

(総務省行政管理局長)

政府参考人 (総務省行政評価局長) 福井 良次君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長) 玉井日出夫君

政府参考人 (文部科学省大臣官房総括審議官) 干場 静夫君

政府参考人 (文部科学省大臣官房総括審議官) 田中杜一郎君

政府参考人 (文部科学省生涯学習政策局長) 石川 明君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 小田 公彦君

政府参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局長) 小田 公彦君

政府参考人 (文部科学省スポーツ・青少年局長) 素川 富司君

政府参考人 (文化庁次長) 加茂川幸夫君

政府参考人 (独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長) 高 為重君

文部科学委員会専門員 井上 茂男君

委員の異動 三月十七日

辞任 近藤 基彦君 補欠選任 林 潤君

坂本 剛二君 小野 次郎君

鈴木 恒夫君 松本 純君

永岡 桂子君 清水清一朗君

福田 峰之君 浮島 敏男君

奥村 展三君 岩國 哲人君

田中眞紀子君 泉 健太君

横山 北斗君 松本 謙公君

同日 補欠選任 福田 峰之君

辞任 浮島 敏男君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

同日 補欠選任 福田 峰之君

小野 次郎君 木原 稔君

清水清一朗君 永岡 桂子君

林 潤君 近藤 基彦君

松本 純君 鈴木 恒夫君

泉 健太君 田中眞紀子君

岩國 哲人君 奥村 展三君

松本 謙公君 横山 北斗君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

同日 補欠選任 坂本 剛二君

を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長高為重君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として総務省行政管理局長藤井昭夫君、行政評価局長福井良次君、文部科学省大臣官房長玉井日出夫君、大臣官房総括審議官干場静夫君、生涯学習政策局長田中杜一郎君、高等教育局長石川明君、科学技術・学術政策局長小田公彦君、スポーツ・青少年局長素川富司君及び文化庁次長加茂川幸夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本ともひろ君。

○山本(と)委員 おはようございます。自由民主党、京都二区、近畿ブロック選出の山本ともひろです。

本日は、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案について幾つか御質問をさせていただきます。

まず初めに、独立行政法人とは一体何なのかという極めて基本的な御質問をさせていただきます。

この独立行政法人という議論が出たのが、五年、六年、七年ぐらい前だったかと記憶しております。六年ぐらい前になりますと、私自身もまだ学生でありまして、一体、独立行政法人というの

は何なんだろうかというような話を仲間と議論していたことをきのうのように思い出すわけでありますが、実際、世の中の組織として大別されるのは、パブリックセクターとプライベートセクター。公営、国立のパブリックセクターとは、では一体何なのかといえば、市場に出して市場原理で競争させても利益は得られないけれども、実際の社会のニーズあるいは公共性、社会性かんがみると必ずやっておかなければいけない分野あるいは仕事、業務ということになるかと思えます。そして、プライベートセクターといえ、市場原理で競争をし、そして需要と供給のバランスを考へて顧客あるいは消費者に対してよりよいサービスを提供していく。

その中で、では独立行政法人というのは一体何なのかと考えた際に、今現在、我々自民党を中心とする与党あるいは政府は、日本という国そのものを小さな政府にしていこう、効率のよい小さな政府にしていこう、あるいはナショナルミナマというものを考えていこう、民間でできることは民間で行いましょう、これは私は大変いいことだと思えます。こういった改革は、ほとんど我々がしっかり頑張つて進めていかなければいけないと考えております。

そういった中で、では独立行政法人というのは一体何なのか。私が理解している中では、民間でできることは民間でいっても、採算の合わないもの、しかしながら社会のことを考へて、日本のことを考へて、あるいは公共性を考へればやっておかなければいけないこと、そういったことを独立行政法人が、民間のいいところはほとんど活用して、システムを活用して取り入れて、なおかつ、社会性あるいは公共性を考へて、そういったものが独立行政法人なんだろうと私は理解をしておるところでございますが、そのあたり、独立行政法人とは一体何なのかというところを、大臣の御見解をお聞かせください。

○小坂国務大臣 山本委員が御指摘のように、平

成八年に設置されました総理大臣の直属機関であります行政改革会議の最終報告、これは平成九年の十二月に提出されたわけでございますが、このにおいて提言された独立行政法人制度、これに基づいて独立行政法人というものを創設したわけでございますが、今、委員御自身がおっしゃったように、国が実施すべき事務事業のうち、一定のものを国とは別の法人格を有する独立行政法人にゆだねることによって、機動的、弾力的な組織、業務運営を可能として、効率性、質の向上、透明性、これらの確保を図ることを目的としております。

政府が重要な課題として取り組んでいる簡素で効率的な政府、今、小さな政府を目指すとおっしゃっていただきました、この実現に資するものと考えておりまして、委員御理解いただきましたように、採算性というよりも、むしろ国が行うべき実施事務のうちで、一定のものを独立行政法人にゆだねることによっての効率化、適正化を、適正かつ質の向上を図っていこう、こういうものでございます。

○山本(と)委員 民間ではなかなか、一〇〇%民間にしてしまえば採算が合わない、組織としての機能が停止してしまう。しかしながら、社会として非常に重要な部分、果たしていかなければいけないというものを独立行政法人が、今まさにしっかりと行っているというところが、大臣からいただいた今の御答弁で私もよく理解をいたしました。

続きまして、この法律案によりまして、十二法人の役職員の非公務員化ということが挙げられておりますが、この独立行政法人は、既に五年間、独立行政法人として業務を果たしてきた。その中で、今までパブリックセクターで行ってきたものを独立行政法人に変えたことによって、随分と意識が変わって、非常によいサービスがほとんどどおり提供されてきたというふうに私も伺っております。

その中で、今回、またさらに、役職員の身分を

非公務員化する、いわゆる民間人になっていただく、いわゆるサラリーマン、サラリーウーマンになるということになるかと思えます。そういった中で、この五年間、しっかりと独立法人として、その職員として、公務員としてしっかりと仕事をされてきた方々が、これから民間人になる、サラリーマン、サラリーウーマンになるということですが、その中で、彼らの、職員の、民間人になる、サラリーマンになる、サラリーウーマンになるというところに対する何かインセンティブといいますが、モチベーションを上げるものというものは一体どこにあるんでしょうか。

さらに、きちつとこの五年間、しっかりとよりよいサービスをしようという努力をしてきた。そして今回、さらに民間人としての立場に変わる、変えなければいけなかった、変えようということに今その法律案ではなっているわけですが、どうしてそういうことになったのか。

以上、大臣はどのように御理解されているのか、よろしくお願いします。

○小坂国務大臣 従来公務員であった者を非公務員化するということによりましてのインセンティブは、いかなるものかという御質問でございますけれども、例えば成果主義を導入することができるとか、例えば成果主義の観点から、賃金制度でございまして、成果主義の観点から、賃金制度や労働条件を大胆に見直し、柔軟性を持たせることができる。また、法人の独自の判断でこういったことが可能になるほか、職員の側から見ても、自分が努力すればそれに応じた報酬が得られる、いわゆる公務員横並びではない、そういったことがみずからのインセンティブになると考えております。

また、民間との人事交流が容易になりました、今まで公務員が民間に行く、出向をするにしてもいろいろな規制がございまして、職員に対しても、自由な人事交流が可能になりますし、職員に対する、それが刺激や職員間の切磋琢磨がここに起こってくる、このように期待をして、これらがインセンティブというふうに考えられるところだと思っております。

おります。

一方、それが達成されない、所期の目的、成果というものを達成できない場合どうするかというような意見もあるわけでございますが、こういったことに対しては、これは法人それぞれが独自の業務規程等を設けることによりまして、人事その他の政策の中で本人のインセンティブをより働かせるという方向で、ペナルティーを恐れたということではなくて、萎縮するようなそういった取り組みではなくて、むしろインセンティブを働かせることによって職員それぞれが頑張ってもらう、こういう取り組みを期待しての非公務員化でございます。

○山本(と)委員 確かに、今大臣が御指摘のとおり、ペナルティーを科す、組織として、民間の企業でも、例えば営業に携わる人間、目標を定められて、その目標をクリアすれば何か報酬を得られるというような、ポジティブな、積極的なことは大変いい結果をもたらすと思いますが、目標をクリアできなかったらペナルティーを科すということであれば、職員が萎縮してしまつて、組織としてなかなかいい結果が全体を通じて得られないなど私も思っておりますので、民間に移ることによって人事交流ができたという成功報酬を得ることができ、そういったインセンティブがいろいろオプショナルとして用意されているということ、この独立行政法人がこれからもよりよいサービスを国民に提供できるのではないかと私も期待をしているところであります。

続きまして、独立行政法人の役職のポストについてでございます。

いろいろな立場の方々がいらつしやいます。いろいろなお話があります。日本は言論の自由がありますので、どのような話をされても基本的には自由なんだと思えます。マスコミ等々もいろいろな話をしますが、その中で、私もよく耳にする話なんです、独立行政法人の役職、ポスト、こういったものが随分といわゆる天下りの温床になっているのではないかというような御指摘があるう

かと思ひます。

一見しますと、また、それをちよつと聞きますと、さも、独立行政法人の役職、理事長、理事、さまざまなポジションがあると思ひますが、どうもそのすべてが天下りで、政府、中央省庁、皆さんで、その先輩や後輩にポストを渡してというふうな、すべてそんなことで話が決まっているのかのような議論があります。私は、それはちよつと乱暴な議論で、誤解を招いているのではないのかと常々思つておりました。

この独立行政法人の中のその役職、もつとポジションに考えておられる人たちの立場のお話を聞きますと、いや、そうじゃないんだ、官民の格差のバランスも考えて役職のポジションは決まっている、あるいは適材適所で役職についていたたいという話を聞きます。この独立行政法人、ただの団体ではなくて、社会性、公共性を持った、そしてまた専門性を持った組織でありますので、だれしもがその役職についてすぐに業務ができるというわけではないと思ひます。

そういった意味合いで、天下りの温床になっているという議論はかなり乱暴であり、私自身は的を射ていないと思ひますが、このあたり、實際上、どういった状況になっているのか、政府の御見解をお聞かせください。

○馳副大臣 平成十六年三月十二日に、内閣官房長官が記者会見でこういうふうにしておられます。特殊法人及び独立行政法人の長の人事について、まず、そもそも論ですが、特殊法人及び独立行政法人は、公共性の高い業務を効率よく実施することが求められており、法人運営には行政の経験と民間の感覚をともに活用することが必要である。これを前提にして、人事に当たりまして、法人の長及び役員については、官民の出身者をいすれかに偏ることなくバランスよく適材適所で登用する。こうされておまして、こういう政府の方針に従つて、文部科学省所管の法人に対しても適材適所の人事を行つておることが事実でございます。

ちなみに、我が省所管の二十八の独立行政法人の長のうち国家公務員OBが十三名、それから、その他の役員として九十二名のうち国家公務員OBが三十三名、おおむね大体四割方がいわゆる国家公務員OBであるという事実を申し上げておきたいと思ひます。

○山本(一)委員 今、馳副大臣に御答弁いただいたように、天下りの温床になっているというふうな乱暴な議論があるけれども、実際は、数字的に見ても四割程度の国家公務員のOBの方が役職につかれていますということでありまして、やはりいささか乱暴な議論ではないかと私も今再認識をいたしました。

続きまして、この法律案にあります追加出資の規定についてお尋ねをしたいと思ひます。

独立行政法人に国が土地や建物を提供する。国立新美術館の建物、あと九州国立博物館の土地を国が無償で提供する。簡単に言えば、ただで上げてしまふ。そうなりますと、今現在、国または地方も非常に財政的に苦しい状況にあるということは、もうだれしもが知っている状況であります。実際、この土地建物というの、おおよそ安いものではないと思ひます。私も、試算したわけではございませんのでわかりませんが、一億、二億という話ではなく、何百億という話になろうかと思ひます。それをただで国が上げてしまふ、日本国の財政状況の中でいくと、随分ぜいたくな話だというふうな感じも受けますが。

先ほど大臣からの御答弁にもありましたとおり、独立行政法人の性格上、そもそも利益を追求しても採算の合うような事業ではなく、にもかかわらず社会性、公共性を考えれば引き続きやつかないかなければいけないことがある、大事なことがある、そのことに対して国ができる限りの支援を、土地を提供する、建物を提供するということとは、私はやっていかねばいけないことだと思つておりますが、そのあたり、どういった理由で土地や建物を提供するのかというところを、政府の御見解をお聞かせください。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。いわゆる出資規定を今回お願いしておりますことにかかわつてのお尋ねでございます。

お話にもございましたように、現在国は、国立美術館としては五番目になります。国立新美術館の建物を新たに建設中でございます。来年一月の開館に向けて現在鋭意準備中でございますが、この建物を独立行政法人国立美術館に追加して出資することを予定しておるわけでございます。また、お話にもございましたが、平成十七年十月に開館いたしました九州国立博物館の土地につきましては、現在国が所有している部分について、独立行政法人国立博物館に有償で貸与をしている状況にございます。

これらの土地建物につきましては、国が所有して管理をするというよりも、実際にこれらを使用する独立行政法人が管理した方が施設等の適切な管理運営でございまして、また事務の効率化に資することが考えられますので、私どもは出資することが適切と考えているものでございます。

ただ、御指摘にもございましたように、財政難にもかかわらず出資をお願いするわけでございまして、国民の貴重な財産を出資していただくわけでございまして、出資後の管理につきましては、より厳正な管理が求められるわけでございまして、例えば、こういった財産の処分につきましては、勝手に処分をすることができない、主務大臣の認可を得ずに処分をすることができないといった独立行政法人の適切な仕組みが働くことも付言させていただきますと思つております。

○山本(一)委員 ありがとうございます。本日議論をさせていただいた中で、私も、独立行政法人がこれから果たす役割ということを再認識させていただきました。これからもよりよいサービスが独立行政法人から我々国民に対して提供されることを心から願つております。

時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○遠藤委員長 井脇ノブ子さん。

○井脇委員 自民党の井脇ノブ子でございます。私は、今回の独立行政法人の国立青年の家と国立少年自然の家、国立オリンピック記念青少年総合センター、この三つが国立青少年教育振興機構となりますが、社会教育をしていましたので、そこで利用させていただいておりましたので、そのことについて質問をしたいと思つております。

現在、政府においては、小さくて効率的な政府の実現を図る観点から、積極的に行政改革を推進しています。昨年末には行政改革の重要方針を閣議決定し、去る三月十日には行政改革推進法案を国会に提出したところであります。

今回の法案はこの行政改革の一環であるのとありますが、まず、この法律案の趣旨、目的についてお聞きしたいと思ひます。また、法律案の題名にもありますとおり、今回の法律案は独立行政法人に係る改革を推進するためのものであるとのことですが、具体的にどのような改革が推進されますか。改めて、その内容と効果について、文科大臣にお伺いしたいと思ひます。

○馳副大臣 社会教育、とりわけ青少年教育に身を賭して率先して努力してこられた井脇先生には、深く敬意を表しております。

そこで、今回の法案によつて大きく三点を、改革の方針を申し上げます。

まず、十二の特定独立行政法人を非公務員化し、文部科学省所管の二十八法人すべてを非公務員化すること、二、青少年教育関係の三法人を統合し、役職員の削減や一体的な事業運営を行うこと、三、国立美術館及び国立博物館への追加出資を行うこととしております。これによつて、非公務員化に伴う柔軟で弾力的な人事制度の構築をすること、統合に伴う総合的、効果的な青少年教育の振興を行うこと、追加出資に伴う法人自身による施設の管理運営が実施され、効率的、効果的な法人運営の実現が期待されることとあります。

以上です。

○井脇委員 ありがとうございます。

次に、青少年教育の三法人の統合に関して何点

かお聞きしたいと思ひます。

まず、子供の体験活動の実態や意義についてお伺いしたいと思ひますが、子供の豊かな人間性や社会性を培う上で、自然体験活動を初めとしてさまざまな体験活動が極めて重要であると考えています。実態としては、子供がこうした体験活動を行う機会が年々減っている現状でござい

ます。例えば、自然体験活動について、子供の体験の状況はどうなっていますか。また、文部科学省では、自然体験活動の効果についてどのようにとらえているでしょうか。馳先生、お願いします。

(馳副大臣 細かいことは政府委員に任せておりますので、具体的なことはと仰ぶ)

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、都市化、情報化社会の進展を背景として、自然体験を行う機会が子供の周

りから減少してきているわけでございします。幾つか調査はあるわけでございしますけれども、例えば国立オリンピック記念青少年総合センターが行っている実態調査によりますと、例えば昆虫を捕まえたことがあると答えた青少年は、平成十年には八十一%ございましたが、平成十七年には六

五%に減少しているわけでございします。また、キャンプをしたことがあると答えた青少年は、平成十年には六十一%あるのに対して、平成十七年には四十八%に減少しているということが報告されております。

また、子供の自然体験活動の効果についてのお尋ねがございました。ある調査によりますと、自然体験が豊富な子供ほど道徳観、正義感が充実しているという傾向が見られるというところがございますし、また、学習意欲に関する調査研究によりますと、自然に触れる体験をしたときには子供は学習意欲が高まるという調査もあるわけでございします。

このような調査結果を踏まえて、自然体験活動は、子供たちの社会性や豊かな人間性を図っていく上で、大変有意義であると考えております。

○馳副大臣 文部科学省としては、学校等における体験活動等の充実などについて規定した学校教育法及び社会教育法の改正、これは平成十三年七月にいたしておりますが、この趣旨を踏まえて、家庭、学校、地域社会において体験活動を推進するための諸施策を実施しているものでござい

ます。事業の名前だけをちよつと申し上げさせていただきますが、豊かな体験活動推進事業、地域教育力再生プラン、奉仕活動体験活動の推進、定着のための研究開発、民間社会教育活動振興費補助金、「ものづくり」人材の育成・確保の推進、省庁連携子ども体験型環境学習推進事業、問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業、青少年の自立支援事業、「子どもゆめ基金」事業、独立行政法人国立青少年教育振興機構の管理・運営、伝統文化なども教室事業などの事業を展開しておりますこと、今般の法改正によつて三法人が統合されることによつて、これらの事業が効率的に運営されていくものと期待しておりますし、そうすべく努力をしてまいりたいと思つております。

○井脇委員 ありがとうございます。大変よくわかりました。

自然体験活動が子供にとつていかに教育効果があるかということが今申し述べられましたが、今後もしぜひお願いしたいと思つております。頑張つてやりたいと思つております。

自然体験の減少に加えて、少子化や情報化社会の進展に伴い、子供が友達と遊ぶ機会が減少し、テレビゲームやコンピュータに向かつて一人で過ごす時間がふえているのではないでしようか。このために、友達や地域の人たちとの交流体験の減少が、不登校や引きこもり、自立のおくれといった近年の子供たちをめぐるさまざまな問題の背景にあると思ひます。

このような現状に対して、文部科学省としてどのように対応すべきだと思ひますか。また、その際に、今回の青少年教育三法人の統合メ

リットをどのように生かさうと思ひますか。

しようか、お聞きしたいと思ひます。

○馳副大臣 今回統合される三法人で、実際に委員御指摘の課題に対してのモデルプログラムを開発しております。ちよつと紹介させていただきますと思ひます。

まず、国立オリンピック記念青少年総合センターでは、ボランティア専門研修というのを行っております。それから、国立青年の家の方では、例えば、国立岩手山青年の家の方では、カンガルーキャンプ。これは、引きこもりがちな青年を

対象にして、九泊十日の自然体験や生活体験、グループワーク等を通して自主性、社会性を高め、心身ともに健康な生活ができるようなきつかけをつかむ場を提供しております。また、国立淡路青年の家では、環境教育プログラム集をまとめております。それから、少年自然の家に関してですが、国立那須甲子少年自然の家では、「ひとり立ちへの挑戦」君がつくる「四四アワー」と題しまして、子供の主体性、問題解決能力、基本的生

活習慣、自律性などを培うことを目的として、少年自然の家での生活や活動など、六泊七日、百四十四時間のプログラムすべてを、八人という小グループで、子供みづから計画し、実践する機会を提供しております。

これらのように、なかなか現代社会では子供たちが自然と触れ合う、また他者とともに小グループで生活をする機会が少なくなつておりますので、そういう機会を提供することによつて、みずから問題をつくり、その問題を解決していく、課題があればそれに挑んでいく、こういう姿勢を後押しする事業を今後三法人の統合によつて効率的に展開していきたいと考えております。

○井脇委員 ありがとうございます。

今すこい、すばらしいプランが、今まで六泊七日とかそういうのが、そう簡単には長くはなかつたんですが、こういう非常にすばらしい計画がある構が、このような立派なプランがたくさん子供たち

ちに提供されておりますが、やはりプログラムをつくつたり、また現場に立ち会つての指導者がとても大切であると私は思つております。

昔になりますが、三十年前ごろに、御殿場の国立青年の家で、鳩野修二郎という文部省からの職員で、所長をしておりましたその方の教育を私は国立青年の家で受けましたが、すばらしい社会教育者でありました。そういう人がこの中に何人かいないと、ただプランはいいけれども、子供たちに対する教育の指導者がとても重要であると考えております。

そういう意味で、今後も指導者に対する、先ほど山本先生からも職員についての話がありましたけれども、教育のベテランの、そしてまた、子供たちへの社会教育者としての本場に立派なプログラムができた、実践ができた、そして子供に夢を与えたり、体験を充実させたり、そういうことの徹底した社会教育者を選んでほしいな、こういうふうにして思つております。

続いて、統合後の法人が行う事業について、もう一つ確認したいと思ひます。

体験活動をあまねくすべての子供たちに提供するためには、活動の意義や教育上の効果について、保護者や住民の理解を求め、活動への子供たちの参加を促すことが必要であると思ひます。自然体験活動等を提供する青年の家や少年自然の家といった施設は、公立施設としても数多く設置されております。今後は、統合後の法人と公立施設が協力して多様な活動を提供するとともに、他施設が提供する活動へ子供の参加を積極的に促すことが大切であると思ひます。

そこで、公立施設に対して、統合後の法人はどのようにかわつていくのか、先ほどはプランを聞きまされたけれども、どのような支援を行うつもりなのかをお伺いしたいと思ひます。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

統合後の法人は、引き続き、全国に設置する施設におきまして、各地域の中核的な拠点としての活動を行うわけでございします。この意味で、地域

の公立青少年教育施設を支援するわけでございませうけれども、具体的に申し上げますと、開発いたしましたプログラムを公立施設に普及させるということ、それから、公立施設の職員を対象とした研修を実施する、こういったことで公立施設が行う事業の質を高めるための各種の支援を行うこととしております。

あわせてまして、青少年教育のナショナルセンターといたしまして、青少年教育に關します調査研究の成果でございませうとか、また、全国の青少年の体験活動等に関する活動内容を収集して、これを広く公立の青少年教育施設に周知する、こういったことで、地域の公立の青少年教育施設をサポートする中核拠点として今後も位置づけをきちんとしていくこととございませう。

○馳副大臣 先ほど委員御指摘の指導者の問題であります、今までも業務として基本研修と専門研修を行ってきただけでございませうし、今後はさらに、こういう指導者育成事業などを行う民間団体と連携しながら、より一層指導者の研修を充実していきたいと考えております。

○井脇委員 最後に、青少年の体験活動については、独立行政法人や公立施設だけでなく、民間の青少年団体もさまざまな活動を提供しております。それぞれの立場で青少年の体験活動を充実することが重要であります。青少年の体験活動を学校のカリキュラムの中に取り入れるような考えはありますでしょうか。

また、こうした施設や団体が教育効果の高い体験活動を提供するためには、先ほども言いました、その活動を企画立案し実施する職員の資質向上が必要不可欠であると考えます。先ほど馳先生から解決をいただきましたけれども、もう一歩掘り下げて、学校の教員は、免許制度や教員養成、研修制度など、教員の資質向上の仕組みが充実しております。今なされようとしております。しかし、社会教育の、統合した機構ではそれがな

い。そのような仕組みのない学校外での青少年教育にかかわる指導者の育成は、青少年教育のナ

ショナルセンターである統合後の法人が特に力を入れて取り組むべき課題ではないかと考えます。青少年教育指導者の育成に対して統合後の法人はどのように取り組むつもりでしょうか、御見解を述べていただきたいと思います。

○小坂国務大臣 井脇委員の御指摘、なかなかポイントをついていると思います。やはり、体験学習というものを学校の教育の現場でもどんどん取り入れるべきだという御意見はございまして、総合学習の時間を設けたのもその一つでございませう。例えば、福祉の勉強あるいは環境についての勉強というのは、教科にとらわれずに、教科横断的な取り組みが必要でございませうし、また、その中においては、実際に福祉施設に行ってみるとか、あるいは環境問題を、校外に出て実際にそういったところの状況を見たり、いろいろなどところを見学したり、あるいはそれについて考えるということは大変意義があることだと思っております。また、それに対する教員の認識、また指導力というものも必要とされることから、そういったものに対してのプログラムをつくり、また教材等の開発等を行っていただくなど、そういった意味での充実を図っていくことも必要だと思っております。

今回の国立青少年教育振興機構、こういう形で統合されたこの機構においても、関係の皆さんだけでなく、こういった指導者の皆さんの質的な向上、そして、そういった皆さんが使いやすいプログラムの開発、こういったものにも努力をしていく形になる、このように考えておまして、先生の御指摘の部分、今後とも私も努力してまいりたいと存じます。

○井脇委員 大臣、ありがとうございます。社会教育の充実をより図り、体験教育が展開されることを希望して、終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 西博義君。本日の内容でございませうが、独立行政法人に係

る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に關する法律案について質問をさせていただきます。まず初めに、この機会に、文部科学省関係の独立行政法人のこの間の推移等、ずっと拝見いたしました、独立行政法人というもののあり方については議論はあると思いますが、それぞれの法人が前向きにこの間受けとめて、また努力をされているということに対しては敬意を表したいと思

います。初めの質問でございませうが、ずっと拝見しまして、文部科学省関係の独立行政法人、非常に多様に富んでいるというふうに思います。一つは、研究機関、たくさんございませう。それからもう一つは、美術館、博物館という展示を主として行っている施設、それから、青年の家、少年の家等の教育研修を行っている施設、こんな施設並びに機関がさまざまな役割を負って、法人として一元的に通則法という法律のもとで管理され、また評価もこのたび行われているわけですが、これを全く同じ基準で評価するのは本当に正しいのだろうか、こういう疑問がございませう。

お聞きするところでは、総務省では、評価に当たって、参考になる指標を提示しているというふうに聞いておりますけれども、各省庁の独立行政法人評価委員会の議事の内容を拝見しますと、適正な評価とは何かということについて、それぞれの機関が試行錯誤しているという様子が思い浮かべれます。

そこで、法人の特性に合わせたタイプ分けを行って、評価基準、指標を随時見直していくという作業がこれから必要なんではないか、こういう評価をそれぞれの機関がやっていくのか、もう少し類型化していただいてもいいんですか、一つ一つ個別というわけにはいかないと思うんですが、先ほど申しましたような、文部科学省だけでも大きく分けて三つぐらいの類型化ができるんじゃないかと私自身は考えておまして、この評価のあり方につきまして、総務省の御意見、それから大

臣の御意見、それぞれお伺いをしたいと思

います。○福井政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、独立行政法人はさまざまな事務事業を実施しているところでございませう。したがって、評価を行うに当たりまして、御指摘のとおり、業務の特性に応じた評価の視点を持つことも必要と考えているところでございませう。

そこで、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして、研究開発あるいは教育、指導、訓練、その他幾つかの業務類型ごとに評価の観点を整理した上で、平成十六年の六月でございませうが、報告書を取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会にも通知しているところでございませう。

独立行政法人の評価を行うに当たりましては、こうした成果も参考にしつつ、法人の業務の特性を踏まえた評価を行っていただくことが重要であるというふうに考えております。

○西委員 不断に、そういう観点から、それぞれの実情に合わせた評価のあり方を今後も検討していただきたいと思います。それから、この間、独立行政法人になりました、それぞれの法人は三年から五年の期間の中で、いわばそのときそのときの業績が上がるようにということで大変努力をいただいているんですけれども、例えば、美術、文化財の収集など、また保管ということもございませうが、中長期的な観点で、経営的な観点から、このときに思い切って美術品を購入したい、こういうことがあろうかと思ひます。短期的に見ればその年は経営的に厳しくても、中長期的に見れば大きな財産になり、経営的にはプラスになる、こんなことが十分あり得るんじゃないかというふうに考えております。

そんなところを理解し、それから、法人が中長期的な観点からも安心して取り組めるような、そ

んな評価のあり方をぜひとも検討していただきたい。短期短期の評価だけではだめなんじゃないかという観点から、それぞれ総務省と文部科学省から御回答をお願いします。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人の運営に当たりまして、各法人さままでございますので、それぞれの業務の特性によりまして、三ない五年の中期目標期間を設け定めた上で業務運営について評価をしているところでございます。

御指摘のように、もちろんこれ以上の長期的な業務展開がございますので、そうした業務展開を見据えまして中期目標を設定した中で、各法人はそれを踏まえた中期計画を策定することとなっております。評価を行うに当たりまして、必要に応じまして、長期的な視点を踏まえつつ評価を行うことが重要であるというふうに考えているところでございます。

○河本副大臣　西先生、ありがとうございます。

国立博物館、美術館の収集につきましては、我々の財産であります美術品や文化財を保管して、そして次代へ継承していくということが極めて重要であると考えております。おっしゃるよう、長期的な観点から行うことが極めて重要でありますし、この趣旨は中期目標、中期計画にも適切に反映されておりまして、この趣旨に沿って今後の運営が期待されているところであります。

評価委員会の評価につきましては、法人の特

を踏まえて、中期目標の達成度と、それから長期的な観点からの評価、この両面から総合的な評価を行っておるところでございます。

西先生、きょうも適切な御叱
て、ありがとうございました。

○西委員　ありがとうございます。

研究施設でもそうなんです。人材の投入にしても、そのときは予算的に厳しいときがあっても、それが研究の成果として花開くにはやはり年月がかかりますし、そういう短期短期の目だけではなくて、長期的な観点からの経営を安心してと

いいですか安定的に行えるようなシステムもこれまた大事かというふうに思います。

次に、予算のことについてちよつとお伺いした

いんですが、独立行政法人は運営交付金という形で今予算が入っています。以前に比べると自由度は増したように思います。しかし、いずれにしても、税金という形で投入されているわけですから、工事をしたり、それから物品を購入したりということの契約、入札の基準の透明化、これはきちっとしていただかなければならない、こう思います。また、よく高いと批判されている役員の報酬、また手当ということについても、これは適正化をし、貴重な予算を本来の業務にできる限り使用していくという方向が絶対に必要である、こういうふうに思います。

そこで、資本金百億円以下の法人、これは文部

科学省の法人で見ますと、そうたくさんはないと思うんですが、一応今のところ、外部監査の必要はない、義務づけをされておりません。しかし、透明性を確保するためには、若干のお金はもちろんかかるわけですが、ぜひともすべての法人について外部監査を導入すべきではないか、こう思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○千場政府参考人 お答えいたします。

ただいま三点につきましての御質問は

と存じます。一つは物品の契約等に関する事、それから二番目は役員の報酬に関する事、三番目につきましては外部監査につきまこと思ひます。

まず、物品の契約、入札に関しては、明確

な基準の設定、それから、その透明化を図るとい
うことが重要であるというふうに認識しておりま
す。一方、独立行政法人におきましては、業務運
営における自主性を十分配慮する必要があるとい
うことから、随意契約の下限額の基準につきまし
ては、各法人の会計規程等により独自に設けられ
ているところでございます。

随意契約における透明性、効率性の確保を初め

とする公共調達の適正化につきましては、現在、

政府として、公共工事における入札契約の改善及び随意契約の適正化に取り組んでいるところでございまして、独立行政法人におきましても同様の改善等が講じられるところ、そのように周知を図ったところでございます。

それから、役員の報酬に関してでございます

が、独立行政法人の役員の報酬につきましては、独立行政法人通則法に基づきまして、業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定められなければならないということとされております。加えて、その支給の基準は公表しなればならないこととされております。また、独立行政法人の評価委員会により厳正に評価される仕組みとなっております。このような制度や評価を通じて、独立行政法人の役員の報酬につきましては適正な水準が担保されるものと考えております。

それから、三番目のお尋ねの外部監査について

でございますが、先生御指摘のとおり、資本金額が百億円に達しない独立行政法人、小規模な法人ということでございますが、それにつきまして、会計処理が煩雑でないこと、あるいは負担が過大になるおそれがある、そういったようなことなどがございまして、例外的に義務づけられていないわけでございます。

御指摘のとおり、財政

要な視点でございますので、文部科学省の独立行政法人につきましては、外部監査が法的に義務づけられていない七つの法人がございしますが、そのうちの五つにつきましては、法人の判断によりまして外部監査を受けているところでございます。すべての独立行政法人への義務づけにつきましては、政府全体の問題でございしますので、文部科学省としては、法人の負担等も踏まえながら取り扱ってまいる所存でございます。

○西委員　ちよつと時間が押し

一つ通告を外させていただいて、次の質問にさせていただきます。

目的積立金のことです。これは、法人

の経営努力の一つの大きな指標になってくると思うんですが、認定がなかなか厳しいというふうに思います。経営努力が認められるための判断基準をはっきりすべきだというふうに考えておりました、目的積立金の扱いについては、これは政府全体にかかわることでもございますので、ぜひ客観的なルールづくり、これは今までの経緯を見ますと、そのときそのときの基準で、どうやら財務省と関係省庁との間で交渉といえますか、そういう感じでやられてきたような形跡が見受けられますけれども、そうじゃなくて、きちっとした客観的なルールというのが必要ではないか、こう考えております。

そのル

る総務省ではないかと考えておりますが、総務省の意見をお伺いしたいと思います。

○藤井政府参考人
お答えいたします。

確かに、経営努力の認定に際しての判断基準というのは非常に難しいものがあるというのは私も十分認識しているところでございます。

ただ、全法人を通じる、客観的でしかも結

である国民を納得させられるような合理的な基準がつくれるかといったら、それは相当困難な問題かと思っております。経営努力がなされたかどうかというのは、各法人の事業内容とか、あるいはいろいろな努力とか、そういった実態を踏まえるとともに、あと、各省に独立行政法人評価委員会が設けられておるわけですが、その意見を聞くことになっております。

そういう委員会が

場から評価していただいて、そういったのを踏まえてやっていただく。当面はそういうやり方をしていただく以外にないんじゃないか、こういうふうと考えているところでございます。

○西委員 客観的な立場はわかるんですが

当局と各省庁との間は客観的な立場の入る余地がなく、これはいわば綱引きのような形になっておりまして、少し長期的に見て、私たちはこの状況だと本当に経営的にうまくいっているんだな、だ

からこれだけの独立行政法人にお金が、目的積立金が上がってくるというその形が、将来が見えるような、そういうものがないとかなかなやる気を起こしていただけない、そういうインセンティブが必要だというふうに思いますので、その点、また総務省でも御議論をいただければというふうに思います。

それから、自主的な取り組みを本当に頑張っているところがあると思うんですが、せっかく自己収入が、先ほども申しましたように、上がったとしても、運営交付金はその割には十分残らない、削減されていくことがございます。そういうことではなくて、インセンティブが働くような、そういう意味で財政措置というのがぜひとも必要であるというふうに思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○干場政府参考人 文部科学省の立場からお答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、目的積立金といえますものにつきましては、経営努力による利益ということで認められているものでございますけれども、そのための明確な基準というものが策定されているというわけではございませんので、独立行政法人におきましては、実績を上げて経営努力が認められないのではないかと懸念があるといったようなことがございまして、経営努力に対するインセンティブに強く影響しているというところがあるかと思えます。

このような現状を踏まえまして、目的積立金につきましては、法人の経営努力に対するインセンティブを高めることができるよう、文部科学省としても関係省庁に意見をお伝えするなど努力してきたところでございまして、また今後とも独立行政法人がその経営に創意工夫を一層発揮できるよう努めてまいりたいと思っております。

○西委員 よその省庁に比べますと、独立行政法人、各種ざつとございますが、文部科学省は、そういう意味では、博物館、美術館それから研修施設等、いわば営業努力と言ったらおかしいかもしれ

ませんが、努力をして自己収入を得る可能性の高いところが私は特徴だと思います。もちろん、試験研究機関でも、努力すればそれだけの特許料とか共同研究とかいう形で入ることは事実なんです、そういう特殊性にかんがみて、その、先ほど申しました運営交付金をどういうふうに判定するかというところは、これは一文部科学省だけのことでございまして、総務省、財務省も含めて十分協議をしていただきたい、このように思っております。

独立行政法人になりまして、人事と予算の裁量権がふえていくという大きなメリットがあります。もう一つの側面は、やはり人事ということでございます。

ずっとこの間の経緯を眺めてみますと、積極的な職員の数をふやしている組織もあります。主に非常勤という形で採用しているようですが、これは、特に研究施設では、それぞれの法人と大学との間のことになると思うんですが、任期つきの研究員の採用、この状況について、最後、もう時間が来ましたので、この一点について御質問をさせていただきます。

○小田政府参考人 お答えいたします。

任期つきの採用の状況と大学との交流の関係でございますが、文部科学省で平成十六年度の一年間の四十九の独立行政法人につきまして、その採用の状況についての調査した結果がございまして、それによりまして、新規採用者、一年間で九百六十人あったわけですが、そのうち任期つき採用が七百五十人ということで、約十人に八人が任期つきに採用されているという実態がござい

ます。また、先ほどの大学との間の人材の交流の状況についてのお尋ねでございますが、独立行政法人の新規採用研究者のうちの約四人に一人以上が大学等で研究を行っていた者、その中には実は大学等でポストクなどをやっていた者も含まれておりますが、採用されているところでございます。

これは第二期基本計画、今最終年度でございま

すが、任期制の広範な普及による人材の流動性の向上というのが一つの大きな課題となっております。して、ある一定の進展が見られたんじゃないかと思っておりますし、また、来年度の四月から始まりまして第三期科学技術基本計画におきましても、研究者の任期つき採用の広範な定着を図っていくということが大事だということでございますので、文部科学省としてもしっかりとこれに取り組んでまいりたいと思っております。

○西委員 相当積極的な人材配置をしているということがわかりました。

ますます次の評価に向けて頑張っていたんだというところをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 笠浩史君。

○笠委員 民主党の笠浩史でございます。

きょうは独立行政法人の見直しということで、私も一時間十分お時間をいただきましたので、質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、そもそも独法というものがどういう存在なのかという全般的な話からさせていただきます。たいわけですけれども、今回、平成十三年の四月に設立をされたいわば独法の一期生というような法人が対象になって、この五年間の中期目標というところを、中期計画、これに基づいて、設立後初めて中期目標の見直しを迎えたものと私は承知しております。

その中で、これは非常にいい機会だと思っております。五年間たつて、それぞれの独法というものがどういう役割を果たしてきたのか、あるいは、そういう中で、この機会に合理化をしていく部分は合理化をしていく、見直していく部分は見直していくということで、実は冒頭申し上げたいのは、今回の法案が、非公務員化というものが一つの大きな柱であると思っておりますけれども、文科省の関連法案として一括して提案をされている。本当ですと、一つ一つ法人によって、これはむしろ国に戻してやった方がいいのではないかと

という法人もあれば、あるいは、今回の中にはそうは見当たりませんが、大胆にすべて民間にやらせてもいいのではないかとするようなものもある、あるいは部分的にこれは事業を思い切って民間に任せていいとか、あるいは思い切って廃止をしようとか、それぞれの法人によってやはりさまざまだと思っております。

そういう点で、最初にまず大臣にお伺いをしたいのですけれども、やはりこれは一つ一つ、本来はもう少し時間をかけて、その全般的な業務のあり方であるとか、あるいは本当にこれから独法としてどういう組織形態でやっていった方が、運営した方がより国民にとっていいのか、その点をもっと審議をしっかりとすべきだと私は考えておりますけれども、その点について大臣に冒頭お伺いをいたしたいと思います。

○小坂国務大臣 委員が御指摘の問題意識は、すべての施策は一定の期間たつたら見直して、その施策の正当性についての評価をすべきだという観点だと思えます。そういう意味からは、私どもは、独立行政法人通則法で定められました中で中期目標を定めてきたわけですが、平成十七年度末にこの中期目標の期間が終了する文部科学省所管の独立行政法人について、その組織及び業務のあり方に関する検討結果を踏まえて、一括して関係法律の整備に関する所要の措置を講ずることとしたわけでございます。

今回、この法律では、独立行政法人の改革を推進するため、十二の独立行政法人の役職員の身分を非公務員化することによりまして柔軟で弾力的な人事制度の構築を可能とするともに、青少年教育関係の三法人を統合いたしまして国立青少年教育振興機構と変えることによりまして、幼児期、少年、そして青年期、それぞれの青少年を対象にした諸課題に総合的かつ効率的に対応できるようにする、こういうものでございます。

この内容は、各独立行政法人の創意工夫に基づく効果的かつ効率的な取り組みをさらに促すものでありまして、行政の国民に対するサービスの質

の向上につながるものと考えておりまして、そういった観点から御理解を賜りたいと存じます。

○笠委員 大臣、先般、この法案の提案説明の中で、「政府においては、これまで「小さく効率的な政府」の実現を図る観点から、行政改革を積極的に推進してきたところであります。この一環として、平成十七年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人について、独立行政法人通則法第三十五条に基づく検討を行い、組織・業務全般の見直しについての結論を得た」ということをおっしゃっているわけですが、ということは、効率化という観点においても、今回、組織、業務全般の見直しというものがこの政府の方針を踏まえてしっかりと行われる、十二法人になるわけですが、という理解でよろしいでしょうか。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

このたびの独立行政法人の見直しというにつきましては、ただいま大臣からお話ございましたように、平成十七年度末に中期目標期間が終了する十四の独立行政法人につきまして見直すということでございます。

これらにつきましては、今後の事業費あるいは一般管理費、そういったものにつきまして一層の業務の効率化を図るというようなことに努めてまいりる次第でございます。また、法人ごとの状況に応じまして、統合効果による経費の削減あるいは自己収入の拡大、競争入札の推進等を行いつつ、効率化、合理化のためのさまざまな工夫を図ることによりまして、運営交付金の抑制に努めていくということにしておるところでございます。

○笠委員 まさに業務の効率化、自己収入を拡大、ふやしていくということ、それに伴って、当然ながら、運営費交付金という税金の投入を減らしていく、これは基本方針として当然のことだと思っております。この点については後ほど、対象法人についてそれぞれ具体的に、幾つか質問をさせていただきます。

私は、どうしても、今回の法案を見ていると、統合の部分は後に回しますけれども、やはり

非公務員化することだけしか見えてこないわけですね。そこあたりはきょうの質疑の中でもまた深めていきたいと思っておりますけれども。

同時に、じゃ、非公務員化といいますが何が変わるのかなど。人事の交流がしやすくなるとかなんとかということはあるかもしれませんが、効率化の観点から検討がなされているのかどうか。退職金にしても、これは通算になっていきますし、ほとんど今の公務員のときと変わらな

い。独法が設立をされてきたこれまでの経過の中でも、やはり、ひよっとしたら、独法というものは、当然ながら、独立行政法人の職員になることによつて、これは公務員の定数の枠から外れていくわけですね。何かそういう公務員の定数の削減の隠れみなのようになってしまふ可能性があるんじゃないかというようなことは、これは各党からもいろいろな指摘があったわけでございます。

そして、今回の非公務員化ということによつて、実はさらにそういった隠れみなのというものに使われる可能性があるんじゃないかと思つてい

るんだけれども、その点に対する御答弁というものをお願いしたいと思つています。

○小坂国務大臣 委員が懸念されている、実態として何も変わらないんじゃないか、単に公務員という名前が非公務員に変わっただけじゃないか、そういう意味での懸念であれば、それは無用なといひますか、そういった懸念は当たらないと申し上げたいわけです。

それは、まず、非公務員化することによりまして、営利企業との兼職制限というものがなくなりまふので、法人独自の判断でそれを行うことができるようになりますし、国家公務員試験によらない採用へ転換することによつて幅広い人材の確保が可能になります。また、外国人管理職の登用等もこれによつて可能になるというようなことにな

るわけでございますし、また、インセンティブが働くかという、先ほど別の委員の御質問がございましたけれども、やはり、成果主義になるという

ことで、働けば給料も上がっていく、そしてそれが認められる、こういったそれぞれの法人独自の規定を設けることによつてインセンティブを働かせることもできるようになる。

こういった意味で、公務員と非公務員との差が大きく出てくる、こう考えておるわけでございます。これにより効率的な運営が図られる、このように認識をいたしております。

○笠委員 大臣、私が申し上げておりますのは、例えば非公務員化する、今大臣がおっしゃったようなことがしっかりとこれから、じゃ、例えば次の中期目標なり五年間の中で、当然ながらこれをチェックしていかなければならないわけですね。

例えば、非公務員化しても人件費というものは、ほとんどすべて運営費交付金、税金で支払われているという、これが一般の民間人とは一番違つてくる点ですね、当然ながら、だから、逆に、無理して非公務員化しなくてもいい法人だつて、先ほど申し上げた、国にむしろ戻した方がいいというような機関、これは文科省幾つか、私的にはあると思つております。

それがわざわざ独法という法人、そして非公務員化することによつて、言いかえれば、国会のチェック、税金がこれだけつぎ込まれているにもかかわらず、例えば国民に対して国会を通じてのチェックというものが働かなくなる可能性も一方ではあるわけですね。そういうところでは、何か非公務員化すること、いやいや、もう公務員は悪い、民間になつたみたいない錯覚を、これは起こさせるわけにはいかないということ、きょうも幾つか、この後、本場に具体的にそこあたりの、では何が効率化されるのかといったところを一つ一つチェックさせていただきたいと思つています。

それで、きょう、資料の方をちよつとお配りさせていただいておられますけれども、まず、これは独法全体の、私も民主党の方で、昨年十月十四日、予備的調査というものを衆議院の方で行わせていただきました。そして、全独法の中で昨年発

足した法人を除く百九の独法で、役員が六百五十七名、そのうち所管省庁の役員が三百十五名、これに他省庁あるいは関連公益法人等々を入れると、ここには出向役員も含まれますけれども、およそ四分の三が公的機関からの天下り、出向の役員ということになっているわけですね。

文科省においても、二十七法人、原子力研究開発機構、これを除きまして、役員が百四十八人、文科省OBが八十二人、他省庁が九人、公益法人が十七人、それで百八人と、実に七割以上の役員が公的機関のOBで占められている。

私、これから、五年間たちまちした。先ほど、官民のバランスをしっかりと考えていくんだという御答弁がございましたけれども、やはりこういう実態というものは変えていかなければ、まさにそれぞれの法人の、プロパーの方々、先ほど大臣がおっしゃったように、非公務員化されることによつて、頑張れば給料だつて上がる、あるいは、頑張れば理事長にだつてあるいは役員にだつてなれる、そういう当たり前の組織にしてい

くことが大事なんだと思つておられます。こういう実態、そして、これをどう変えていく、やはりこれは健全な形にしていこうという指導力を発揮されるおつもりがあるのかどうか、小坂大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○玉井政府参考人 数字の部分だけちよつとお答えをさせていただきます。

この十七年四月一日現在のお示しの数でございますが、これは、これまでの御答弁でもお示ししております、官民の出身者をいづれかに偏ることなくバランスよく適材適所で登用するといったところ、官民の意味の問題になるわけでございます。違ひがあつたら恐縮でございますけれども、国立大学の教員、教授等が入っているのではなからうか、三十三名ぐらゐが入っているのではなからうかと思つております。ずっと教授でいらつた方の方は、国立大学の出身者であつてもそれは官民でいへば民という扱いでございます。そして、役員出向もこの中には入っておりますので、そこは

ちよつとまた別で、いわゆるOBではございません。

そういう意味で、今、十七年四月一日現在の、文部科学省所管の二十七の独立行政法人の役員数、ちよつと、百四十八じゃなくて百四十五というこちらの数字になっているんですけれども、違つていけばまた後で訂正させていただきますが、うち、常勤役員が百七名で、そして、役員百四十五名のうち、文部科学省いわゆるOBは三十六名でございまして、それから他省庁OBは八名という数でございします。

○小坂国務大臣 ただいま官房長の説明しましたような実情でございまして、役員の選任に当たりますては、文部科学省及び各独立行政法人におきましては、それぞれの法人の目的及び業務等に即してふさわしい役員の人事の起用を図っている、こういうことでございまして、今委員いろいろ御指摘ございましたけれども、文部科学省所管の独立行政法人の役員の人事については、先ほどおっしゃっていただきましたように、官民の出身者をいずれに偏ることなくバランスよく適材適所で登用するという政府の方針に従つて、適切に対処してまいりましたし、これからもさらにその点に努力をしたいと考えております。

○笠委員 官房長、都合がいんですよ、その数字は。これは確かに国立大学の人は入っているんだけれども、その中でもこれは、国立大学というのは今は法人化されましたけれども、文科省に採用されたり、あるいは途中文科省でしつかりと働いたりというようなことがある経歴をお持ちの方がほとんどなんですよ、この中で、一つ一つは。それで、私が言っているのは、要するに、本当の純然な民間の方々、そういう方々というものがこの中で本当に三割ぐらいしかないじゃないかと。「公益法人等」というこの中でも、これは特殊法人出身の方であったり、あるいは文科省からお金の行っている財団、そういったところ出身の方のことを私はこれはカウントしているわけです、ここでは。

ですから、先ほど私は天下り、出向と言いました。しかも、この「民間」の中の半分ぐらいは非常勤なんですよ、非常勤の監事とかが多い。例えば監事という、これは二人置くことができる場所が多いですけれども、常勤になると不思議と官僚OBの方が多いいんです。常勤というものは、これは理事と変わらないぐらいの高額のお金をもらっているんです。

だから、トータルのこの数字だけを「官民のバランス」といっても、その実態というものをしっかりと見ていかなければ、まさにこれはごまかしじゃないですか。ですから、もうそういう詭弁はおっしゃらなくて結構なんです。別に、今の実態はこうだけれども、むしろ大臣にお伺いしたいのは、これからやはりしつかりとそういった点もチェックをしていくと。厳しいですよ、国民の見目は。運営費交付金、後で言いますけれども、ほとんど変わっていませんからね、今回の統合、あるいは非公務員化されても。今審議されているこの十八年度予算の中で計上されている。

そういう実態がある中で、私は、職員の方の人事費を下げるとか、そういうことは申し上げない。それは、逆に言うとトタルの人事費というものはあつてもいいじゃないですか。例えば一人一人の単価を下げてもらうと人件費というものは独法が努力、工夫してやればよい。だから、むしろ定数とか何とかがよいも、職員の方は、私は、独法に今たしか五割削減をしていくというふうながあると思ひますけれども、むしろ金額ベースで効率的にこれを削減していく努力というのは必要だけれども、人数がふえたかどうかは言いません。しかし、役員については、本当にバランスをとっていただかなければ、これは余りにも極端ですよ、一つ一つ見ていくと。

ですから、これから五年間、また次へ向けて、あるいは今回、きょうはわざわざ高理事長にも来ていただいておりますけれども、この三法人が一緒になる、そのときの、本当に新しい組織として

スタートをするときの役員の顔ぶれ、これも大事です、非常に。そういうことも含めて、やはり大臣、そこあたりは文科省、大臣として、政治力を発揮して、チェックしていただかないといけないと私は思ふんですが、どうですか。

○小坂国務大臣 チェックすることを否定はいたしません。今後とも努力すると先ほど申し上げましたように、今後とも努力をさせていただきます、こう考えております。

運営交付金は変わらないとおっしゃるけれども、百億程度ずつ毎年下がっております。これはそれなりの数字だと思つておりますので、これも一つ御認識をいただきたい、こう思つております。

○笠委員 運営費交付金のこととは後ほど具体的に実態を、今回のこの法案に関連しての、これは具体的に伺いたいと思ひます。

それで、今回、十四法人が十二法人になって、それがすべて非公務員化されるということになつておるわけでございます。私、まずそこで一つお伺いしたいことは、この十二法人に今回非公務員化する、あるいは三法人を一つに統合して国立青少年教育振興機構を新たに立ち上げるといったこの方針、これについて、該当する独立行政法人と文科省との間で、当然ながらこれまで相当な議論、あるいはどういふふうな形で効率化を図っていくのか、その事業の見直し、新しくどういふ事業をやるのか、あるいはこういう事業はもう廃止していこう、そういったことが、当然中身もあるいは運営についても検討されてきたと思つておるんですけれども、いつから、どういふ期間で、どういふ形でその話し合いを進められてきたのかというところをまず説明をいただきたいと思ひます。

○馳副大臣 経緯等もございしますからちよつと長くなりますが、お願ひします。

まず、平成十八年度からの三法人の統合については、平成十六年十二月二十日に作成した文部科学大臣の見直し案が十二月二十四日の政府の行政改革推進本部において決定されることにより決

まったものであります。文部科学大臣の見直し案については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性を踏まえるとともに、三法人の意見も聴取しつつ作成したものであります。

そして、見直しについてですが、具体的には、文部科学省においては、業務の質の向上に関する事項などの独立行政法人が達成すべき中期目標に掲げる事項を中心に検討を進めてきたところでありま

す。

一方、三法人においては、新法人設立のための法人準備事務局を設けて、文部科学省と連絡をとりつつ、統合後に行う具体の事業のあり方を検討してきたところでありま。その結果として、事業の重点化、戦略化や、三法人の本部を統合した集約的、統一的な事業の企画立案などについて、その具体的な内容が固まりつつあるところでありま。

一応そういう経緯をもつて、法人の見直し、統合について検討されてきたものであります。

○小坂国務大臣 失礼いたしました。先ほど、国立大学法人の運営交付金と若干勘違ひしていた部分がございまして、百億と申し上げたのを訂正させていただきますと思ひますが。

先ほどの御指摘の部分で、言うならば、今回の三法人、ここに出てくるのは三法人じゃないですか、これは。ですので、今回の三法人の統合による運営交付金削減額は、十七年から二十二年度まで、運営交付金が十六億、また人件費部分で七億、このように算出されておりますので、訂正させていただきます。

○笠委員 大臣、今の訂正は承りました。後で、ちよつとまた具体的に聞かせていただきたい。

それで、今、馳副大臣の方が、検討してきたというところで、特にこの統合については、法人準備事務局、これを設けてやってきたということですが、けれども、例えばその中で、この担当法人の、今度新しくできる法人もそうですけれども、ちよつとこれは確認だけ。ほかの非公務員化される法人

についても、その事業の見直し、いろいろな組織の見直し等々については文科省も主體的に検討されたということでしょうか。確認だけ。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま副大臣からお答え申し上げたところでございますけれども、今回、見直しを行いました十四の法人につきましては、これは平成十六年度、十七年度とわたるわけでございますけれども、これらの間におきまして、独立行政法人の評価委員会におきましてしかるべく議論を経て方向が決められ、その結果といたしまして、青少年関係三法人につきましては統合との方角が出されたところでございます。

○笠委員 要するに、文科省の独立行政法人の評価委員会の中で検討してきたという理解でよろしいわけですね。間違っていないかつら結構です。

○干場政府参考人 失礼しました。評価委員会は文部科学省の評価委員会でございます。しかしながら、先ほど御答弁申し上げましたように、平成十六年十二月二十日の文部科学大臣の見直し案というのにつきましては、同年十二月二十四日の政府の行政改革推進本部において決定された、そういったような関係になってございます。

○笠委員 大臣は、この間の見直し、いろいろな事業を見直していくような、省内で担当、該当の独法とも話し合いをされている、そういったことについては、中間報告等々というのはいまだに随時お受けになっているわけですか。中身は結構ですが、けれども、大体大臣の方がチェックをしながらやっていくということが進められるんですか。

○小坂国務大臣 この青少年教育関係の三法人につきましては、十六年中に組織、業務の全般の見直しが行われたところでございまして、私は、そのときはまだ就任をいたしておりません。その際、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会や政府の独立行政法人に関する有識者会議におけるさまざまな検討を踏まえて、前大臣のリーダーシップのもとで三法人を発展的に統合することを

決定された、このように認識をいたしております。主務大臣の見直し案の作成、これが十六年の十二月二十日でございます。及び、政府の行政改革本部の決定が十六年の十二月二十四日でございます。このような経過をたどったと認識をいたしております。

私も、三法人の統合準備に当たっては、この見直し案に沿って、組織、業務の再構築及び具体化を図るよう指示をしてきたところでございまして、そのような経過でございます。

○笠委員 その中で、これは文科省として、今回の十四法人含めて、十四法人ですけれども、三つの法人は一緒にするので、これは新たな形となるわけですが、例えば、役員の数、これはそれぞれ法律で定められているわけですが、これも、理事長、監事あるいは理事を何人以内というように、それぞれの独法によって定められていると私は承知をしておりますけれども、こゝあたりを、今回を機に、大体何人以内という、三人以内だった五人に置いているんですね、五人以内であつたら五人に置いているんですね、実態は。まあ、そうじゃないところも、今、欠員が出ているところなんかもありますけれども、そこあたりは、例えば適正な人数というものはどうあるべきかということ、そういったことも検討されたということでしょうか。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人の理事につきましては、独立行政法人通則法によりまして、法人の長が任命する、そのような形になってございますが、その数につきましては個別法で定めるといふ形でございまして、個別法におきましては理事の数の上限を定めておりまして、その範囲内で具体的に何名の理事を置くかということが、法人の長の裁量にゆだねられているところでございます。

しかしながら、法定されております理事数といふものは、法人の規模、業務内容、その困難性等を考慮しまして、必要最小限の人数を規定しているということでございます。結果として、各

法人におきまして法定の上限の理事が任命されるというような状況になってございます。

なお、特殊法人の独立行政法人化の際、これは特殊法人から独立行政法人になった場合ということでございますが、これにつきましては、例えば、特殊法人等整理合理化計画におきまして、役員は事業内容に応じ必要最小限のものにするということとされております。この趣旨につきましては、他の独立行政法人につきましても同様のことかと存じます。

○笠委員 今、規模あるいは事業の困難さ等々というお話があつたわけですが、きょう私、この資料と、もう一つの資料、かなりページ数のある資料をお配りさせていただいておりますが、これも予備的調査をしたところで文部科学省の方から出していただいたものでございまして、これも、規模に応じて理事の人数が決まれていると、あるいは、その業務に応じて本筋に適合する、こういう仕事があるから、この部分の担当はこの人なんだと、要するに、そういう説明のつくような形で、根拠となるような、指針となるようなものが感じられないわけですね。

では、今、規模とおっしゃいましたけれども、では、何人規模であれば、あるいは組織の、これはお金かもしれない、資本金によるのか、それとも組織の従業員の数なのか、何をもって規模といふのか、ちよつとそれを御説明いただけますか。

○干場政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、その法人の例えば業務の困難性といったところは、いわば予算とか、それから職員数とか、そういったところにかかわらないところがございまして、したがって、個別の法人ごとに決められるということとございまして、一般的に、例えば何名以下だったというような形ですべての法人を一律に仕切るという考え方にはなってございません。

○笠委員 これは後日で結構でございますけれども、二十八法人について、どういう根拠で今の役員の数が定められているのか。今ちよつとおつ

しゃつた、こういうところが困難であるからとか、こういう人数だからとかというのを、後日、ぜひ委員会の方に資料を提出していただければと思いますが、委員長、よろしく願ひします。

○干場政府参考人 特定行政法人につきましては、それぞれの法人の中におきます業務がございまして、その業務との関連につきまして、私どもとしては御説明申し上げることが可能かと存じております。(笠委員)では、提出していただくということでよろしいんですか、後日と呼ぶそのように検討させていただきます。

○遠藤委員長 今の笠委員の御要望は、理事会で検討いたします。

○笠委員 はい、よろしく願ひいたします。それで、この表を見てもいただいてもあれなんですけれども、私、先ほど申し上げた、確かに出向者も含めた役所出身の方が多いという、純粋な民間の方がこの常勤の中で非常に少ない、おつちやっている割には、やはりこれ、少ないという実態があるわけですね。さらには、兼職されている方も結構多いですね。

兼職されて、有給、無給はあつても、有給といつても、これはほとんどは審議会とかで、そこに行つたときにもらうということ、それがお金をもらい過ぎていふか言つてもいいかもしれません。ただ、兼職の多い方、集中している方といふのは物すごく集中しているんだけれども、本筋にそういう方が、先ほどおつちやつたように、役員の困難さであるとか事業が大変難しいとか、それに比べて人数が限られた人数に定められているのであれば、こんなに兼職をしていて、ちよつと言ひ方をかえると、忙しくないんじゃないかなと思つてしまうような方もたくさんおられるわけですね、この文科省の独法の役員の方々の兼職状況だけ見ても。

そういった状況についてはどういうふうにかえられるか、御答弁をいただければと思います。

○玉井政府参考人 兼職の関係でございますけれども、独立行政法人は公共性がございまして、

兼職によって理事長の本来の職務がおろそかになつてはならないのは当然のことだろうと思つております。

一方、独立行政法人の理事長がその経験や知識を請われて、そして非常勤で、そちらの資料の方にごさいますように無報酬、それから、有給といたつて、これは出たときにちよつといたたく程度のものでございませうけれども、そういったところに兼職をしているのはそのとおりでございませう。そのときでも、やはり職務の公正かつ中立な執行の確保に影響を及ぼすおそれがないこと、職務の遂行に支障がないと認められること、それから当該独立行政法人の業務の信用の確保に影響を及ぼすおそれがないことを考慮した上で、各法人において適切に判断しているものと認識をしているわけでございます。

○笠委員 本当にその独立行政法人のために先頭に立つて、そのことにのみしっかりとできるような方を役員の中に。私は公務員の方が悪いと言っているんじゃないんです。ただ、これから新たな、今の時代に合った業務をやつていくとすれば、この独立行政法人化のときに一つの議論としてあつた、民間のやつているような効率的な、あるいはもつといろいろなノウハウを活用していくというふうな目的があるわけですから、それが、逆に言うと、本当は国でそのまゝやつていいような事業が独立行政法人化されている一つの理由ではないかと私は認識をしておりますので、そういったところはやはりしっかりとこれから考えていつていただかなければならないと思つております。

その中で、では、実際に効率化の部分において、今回の十四法人についてちよつと幾つか具体的にお伺いをさせていただきたいと思ひます。

最初に、先ほどの運営費交付金の話なんですけれども、今回の統合される、あるいは非公務員化される、まだ統合されておられませんので、対象となる十四法人について、どれくらい国の費の投入の削減が行われるのか、そのことを、事務方で結

構ですからお答えください。この十四法人で結構です。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。まず、統合三法人に關しましては……(笠委員「一緒にです、十四法人全部で」と呼ぶ)十四法人全体でございませう。十四法人全体につきましては、合算は行つておりませんので、トータルにつきましては、ただいますぐにはわからないところでございませう。

○笠委員 きのう資料をいただいておりますけれども、これは平成十七年度予算で、運営費交付金が七百十八億八千九百万円なんです、この十四法人に。そして、今予算審議されている十八年度予算案の中で、運営費交付金が七百十七億四百万円。要するに、この十四法人で〇・三％しか削減されてないんですよ。恐らくそれは間違いないはずですが、これでは、何がどう減つていくのか、どういうふうな効率化が図られたのか全くわからないと思うんですけれども、その点についてどのような答弁をされますか。答弁をお願いします。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

法人につきましましては、当然ながら、個々の事業がそれぞれあるわけでございます。運営費交付金予算につきましても、その年その年につきましての変動があるわけでございます。ただいま先生がおっしゃいましたのは、いわば十四法人につきましてのトータルでございませうけれども、個々の法人につきましましては増があたりあるいは減があつたりといったことの合算の結果ということでございます。

○笠委員 何を言っているんですか。それぞれに増減があつてもいいんですよ。しかし全体として、文科省が今回これだけの、十四法人の見直しをするという中で、大臣も先ほどおっしゃつていた、あの金額の間違ひ、あれはいいんですが、年々削減してきているということを大臣も答弁でおっしゃつていたんですよ。要するに、今回はこの十四法人が見直しの対象

なわけだから、この中でしっかりとこれだけは節約しましたよと、トータルですよ。例えば、この法人についてはやはりこういう事業が必要だからふやしました、しかしその分をここで減らしましたというふうなことをコントロールするのが文科省の役割じゃないんですか。私はその点をお伺いしているんです。

○玉井政府参考人 今回、この三月三十一日で中期目標期間が終了いたします十四の独立行政法人につきましては、こういう法案の御審議をいただいておりますけれども、あわせて、今までのものを、実績を見直し、次期中期目標に向かって、どのように効率的に、また重点的に事業を実施していくのかというのを十分検討させていただいたわけでございます。したがって、この十四独立行政法人につきましましては、次期中期目標期間中に、事業費及び一般管理費については、それぞれ、事業費で五％以上、一般管理費で一五％以上の業務運営の効率化を図ることとしていくわけでございます。さらに、各法人ごとの個別の事情に応じまして、統合効果による経費の削減やあるいは自己収入の拡大、さらには競争入札の推進等を行うなど、効率化、合理化のためのさまざまな工夫を次期中期目標期間中に行うという考え方に立つていくわけでございます。

また、人件費につきましましては、御案内のとおり、法人共通の事項として、昨年十二月に閣議決定いたしました行政改革の重要方針がございませう。これに基づきまして、各法人は今後五年間で五％以上の人件費の削減に取り組むこととされております。これに加えて、役職員の給与に關しまして、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに今後取り組む必要があると考えているわけでございます。

そういう意味で、文科科学省としましては、このような方針に基づきまして、次期中期目標期間中の運営費交付金につきましましてはできるだけ抑制をし、効率化、合理化に最大限取り組んでまいりたい、かように考えております。

○笠委員 一つ確認します。次期というのはいつからですか、スタートは。それだけ答えてください。

○玉井政府参考人 本年四月一日からでございます。

○笠委員 だったら、私、先ほど質問しましたよね。これまでこの見直しが行われるということいろいろと検討を重ねてきた、その中には事業の見直し等々もあるということをおっしゃつたじゃないですか。では、それが何で十八年度の予算ではほとんど変わらないんですか。もうこれまでに既に各法人の中で、これは別に法律にかかわる話じゃないですよ、事業を見直したり、これはやめようとか、ここはなくしていこうとか、ここは廃止をしていこうとかということをやつてきたわけじゃないですか。でも、別に、今年度予算と同じような予算で、減つていないとおかしいじゃないですか。同じなんですよ。変わらないんですよ。

大臣、どうですか、この実態。感想をお願いします。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来申し上げているところでございませうけれども、それぞれの法人につきましましては、事業の見直しを行う等々というこの間の評価によって新しい業務のあり方等々を進めてきたところでございませう。予算につきましては、それは法人によりまして、この間、平成十三年からの間におきまして、その増減があつた結果としての合算がそのような結果になっておるといふことでございます。それは、それぞれの法人が新しく……(笠委員「もうちよつと大きい声でお願いします」と呼ぶ)失礼しました。それぞれの法人が新しい業務を開始したところの結果としてのトータルの数字ということでございます。

○小坂国務大臣 笠委員がおっしゃりたいところは、私もわかりますよ。ただ、感想を述べるわけ

にはいかない。

それで、今まで努力してきたこと、それから今後の目標という点で、先ほど官房長から御説明申し上げたように、各法人ごとの個別の事情に応じ、統合効果について、経費の削減や自己収入の拡大、競争入札の推進等をこれからどんどん進めて、いろいろな工夫をして運営費交付金の抑制に精力的に取り組んでまいりますということをもつて決意として申し上げているわけです。これは私も同じでございます。

そしてまた、十八年度の予算につきましては、国立新美術館、六本木の美術館、あるいは九州博物館の運営経費、これに新たなものが必要になる。あるいは競争的資金を積み増すというような、そういった事情もありますから、そういったものの増額分があつて、効率化を図りつつ、一方では新しい取り組みもなされて、全体的に、最終的にそんなに差がないという状況になることは御理解をいただきたい。新しい取り組みをするための効率化でもありますので、そういったことも御理解を賜りたいと思います。

○笠委員 では、この四月からスタートをする、それはまた次の五年間です。だから、その中でトータルとしてこれぐらいのものをという、しっかりと金額を掲げて、税金の投入というものを減らしていくんだということを、具体的に何%、何%目標ですということも大事だけれども、やはり示していく。

当然ながら、この法案が成立したらもう四月からスタートするわけですから、私は本当はそういう準備ができていないとおかしい、だから、非公務員化を何のためにするのかということがよくわからないということなんです。ただ単に公務員を非公務員化するというだけの見直しであつて、先日の政府の、小さくて効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進する、本当にそのことを踏まえた見直しなんだらうかという疑問がどうしてもわいてくるわけです。

続けますけれども。

人件費というの、もうこの運営費交付金なんです。一部の法人で、自己収入でかなりの収入を上げているところもありますけれども、もうほとんどの独法というものが運営費交付金の中から、事業をするお金もそうだけれども、莫大な人件費を投入されている。

私、一つだけ確認したいのは、これは、きのうちよつと書いておいたと思いますけれども、今回の対象法人の総人件費というんですか、職員、役員、福利厚生含めていろいろあるでしょう、共済組合等負担金とか退職手当の引当金とか、そういう人件費というのは、大体私のあれだと三百億ぐらいだということに理解しているんですが、よろしいでしょうか。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。

運営費交付金と申しますものは、いわば渡し切りのお金でございますので、その中につきまして、正確な意味で人件費が幾らというふうには完全に張りついているという、そういったものではないわけでございます。したがって、これまでにつきましても、それぞれ決算ベースで大体どのぐらいかといったようなことが出るということでございます。

なお、平成十七年度につきましては、まだその辺が定かでないわけでございますので、その意味で、総額につきましては、現時点では把握しておらないところでございます。

○笠委員 定かじゃないと言いますけれども、私、別に十七年のあれじゃなくてもいいんだけれども、平成十六年でもいいですよ。運営費交付金は、もちろん渡し切りで、これに使用するという補助金とは違います。しかし、それは文科省が当然ながら予算として出すわけだから、それがどういふふうな形で何に使われたのかということは、これはチェックするんでしょう。それだけちよつと聞かせてください、イエスかノーかで。

○干場政府参考人 決算において行われるところでございます。

○笠委員 それで、私が平成十六年度のものを試

算したら、大体三百億ぐらいになるんですよ。だから、四〇%ぐらいのお金が今回の十四法人でも人件費なんですよ、一番高い意味での、いろいろな人を雇う。だから、これは効率化を図っていくとしたら、やはりそこにかなり切り込んでいかないとけない。そういった合理化というものをやるためには、私は、例えば若くて優秀な人達をたくさん雇いたい、そういう気持ちもあるでしょう。それはやればいい。しかし、だからこそ、役員であるとか、そういったところには高額の退職金も出ています、そういったところにはやはりメスを入れて、しっかりと合理化をしていかなければいけないのではないかと考えております。そういった点は、次期中期目標の中でしっかりと、ちゃんと目に見える形で残していただければいいと思います。

そして、大変お待たせしたんですけれども、今回の三法人の統合について、ちよつと具体的に伺いをさせていただきます。

まず、運営費交付金については、百二十億九千七百万というのが十七年度予算での三法人。それが百十五億二千二百万、今度新たな法人の予算として十八年度予算に計上されているわけですね。大体五%程度削減をしていく。

これは、ちよつとお伺いしたいんですけれども、役員の数は、理事長及び監事二人を置くことができます、理事が五人以内ということになっておりましても、これは高理事長にお伺いした方がいいのか文科省の方なのか、ちよつとわからないんですけれども、今度のこの法案が成立をした場合に四月一日からスタートする新機構の役員の人数を教えてください。特に理事、何人にするのか。

○素川政府参考人 まず、法案におきましては、今先生御指摘のとおり、五人以内ということで、それぞれ、私どもの方で法案を作成しますときに、業務の内容というものを考えながら、五人以内という数字を出したわけですが、御案内のように、この中で具体的に何人の理事を置く

かということにつきましては、法人の長の判断によろしくでございますので、現在の段階で、何人にするということを申し上げるようなことは難しいという段階でございます。

○笠委員 だって、もう四月一日からでしょう。では、四月一日は理事長だけが決まるんですか。

要するに、私が言っているのは、もうできていないとおかしいですよ。だれをどうするかというの、これは人事ですから、法案が成立しないと。まあ普通は決まっていますからね、どう考えたって。そこは譲るとして。

ただ、先ほど言ったように、この統合に向けて、いろいろな組織をどうするんだということをしっかりと検討してきたと言ったじゃないですか。そうしたら、そういう業務において、理事の人数、職員の人数は六百三十人ぐらいでした。要するにそういう規模になっていく。あるいは、業務は何を新法人でやっていくか。なくすものは、新たにやるものも含めて、もう決まっているわけでしょう。さっきも、役員の人数というものを決めたことにかんがみて決めるんだということをおっしゃっていたじゃないですか。それが今も決まっていないんですか。

別に私は、だれがなるとかそういうのは聞かないから、じゃ、予定は何人ですか、予定は。

○素川政府参考人 先ほど御答弁させていただきましたように、五人以内ということで、それは新しい法人の業務内容を考えまして、私どもの方は五人という数字を一つの数字として設定し、五人以内という条文にさせていただいているところでございます。

そういう意味で、五人というのが想定される数字ではございますけれども、少し形式的になるかもしれないけれども、新法人の長が四月一日において具体的に発令されるということでございまして、先ほどのような答弁になったわけでございます。

○笠委員 要するに、五人ということなんです

してそのことを通じて国民の皆様にしつかりと知らせさせていく。

だから、今確かに評価機関が総務省の中に、あるいはそれぞれの当該の省庁の中にあるわけだけれども、その顔ぶれを見ても、もちろん専門家がいないとわからない部分もあるから、全くすべてが第三者的な人とはならないことは承知していますけれども、やはりこの責任の所在あるいはその評価の仕方、情報公開、そういったものが、もう少し全体の話として確立をしていく必要があるんじゃないかと私は思っております。

その中で、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、イギリスの場合は、例えばそのトップを公務員だけでなく、公務員でもいいんです、でも民間人も含めて有能な人を公募していいこうというようなことも例としてかなりあるようにございます。

これは、ちょっと教えていただきたいんですけれども、公募しようと思ったら、法律的にはできるわけですね、何の問題もないですね。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

特段の制約があるとは承知しておりません。

○笠委員 そうしたら、ぜひ大臣、例えば文科省あたりでも、今度理事長が任期を迎えた、かわるといふ法人、これからも出てくるので、全部が全部とは言いませんけれども、そういったこともやられたらどうですかね。これは別に今ということじゃなく、今後、どうですか、ちょっとお答えを、そういう気持ちがあるのかどうか。

○小坂国務大臣 イギリスの事例等も研究をする中で、すべての可能性を否定はいたしません。

○笠委員 もう少し踏み込んで、ぜひ小坂文科大臣時代に、文科省所管の独法についてはほかの省庁に比べると全然違う、先を行っているというようなくらいのリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

これはちょっと確認したいんですけれども。今回、非公務員化されます。仮に今国家公務員の方が特に関連のある民間企業に天下るとい

再就職されるときには、二年間それはだめだということになるわけですが、逆に言うと、独法の場合は、非公務員化されるわけですから、ある意味ではひよつとしたら、悪く言えば天下りの抜け道になっていくんじゃないかなというような危惧も私は抱いております。

それで、先般もちょうど当委員会御指摘をいたしましたけれども、やはり、役所から独法へ行く、そして、独法に行つて、非公務員化になつて、非公務員としてそこで終えて、そしてまた民間にというふうな、抜け道になるようなことが決してあつてはならないことなので、だから、省庁と独法というものの関係も、これは協力する部分はあつていいんだけれども、基本的にはあくまで主體的に、独立してやつていくというふうなことをこれからも進めていただきたいと思ひます。

せっかくきよう来ておられるので、ちょっと高理事長にも一つお伺いしたいんですけれども。理事長として務めてこられて、高さんも文科省の方から行かれていられるのかなああれでしょうけれども、文科省から行かないと理事長は務まらないですか。ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○高参考人 ちょっとなかなか……。私の場合は、これまでそれぞれ御答弁されてきた文部省の人事方針に従つて、その方針のもとで私は任命されたと思つておりますので、自分で申し上げるのもいささかあれですが、いわゆる適材適所であつたんだらうというふうに思つております。

私の場合はそういうことになつたと思つておりますので、その余の人がどうなのかというのは、それは理事長の任命権者であられる文部科学省が御判断なさることだらうというふうに思つております。

○笠委員 私も、高理事長わざわざ出てきていただいて。今はまだ国家公務員ですものね。これが非公務員化というふうになると、民間人ということになりますので、こうした委員会においていただくこともなかなか、難しくなるんじゃないかな

と思つておるんですけれども。

それで、最後にちょっとお伺いしたいんですけれども。大臣と高理事長に一つずつ質問したいんですけれども。高理事長、もう一つ。

今実際にプロパーの職員の方もおられますよね。あるいは、出向されている方も物すごく多いんですけれども。この出向者の解消とか、あるいはプロパーの方が本当にもう理事長をしつかりとやつていくというふうな体制というのは、これらの独立行政法人の中で進められるというふうには、それとも、やはりあれぐらい役所の方から来ないと、そうはいってもなかなか、文科省もいろいろと言つてくるし、難しいものなんだということなのか、ちょっとそこあたりをお伺いできればと思うんですが。

○高参考人 現在、人事につきましては、職員につきましては理事長のいうことで、私どもの方の人事方針に従つて文部科学省からの出向者も適任者をお願いしてやつていきますので、そうした体制でずっと来ておりますので、今直ちにそれが変わるということとは適切な運営上問題があるうかと思ひますが、御指摘の点も将来的にはあり得るのではなからうか、そういうことにならうかと思つております。

○笠委員 きよう幾つかお伺いをしてきたわけですが、けれども、事業の見直しも大事なんですけれども、やはり本当に新しくやらなければいけない、この前私も話をお伺いしてまして、例えば今回のこの統合に当たつて、これからは少し役割も変えて、地方の施設、研修施設とかそういうことは、ある意味、地方でやれているところはそこに任せてもいいじゃないか、ただ、これから、例えばフリーターとかニートの対策の延長線上でどういったことができるのかとか、そういう新しいことを前向きにやつていきたいというふうな御説明があつたんです。私はそれは大いに進めるべきだと思ひます。私には逆にならうというところで、本当にそういうのを今、NPOでも何でもいいです、民間でも一生懸命やつておられる方もおられるの

で、そういうノウハウを持ったような方にも役員で来ていただくとか、やはりそういう目に見える形で、わかりやすい新しい組織づくりをぜひ心がけていただきたい。その大臣の指導力に期待を申し上げまして、私の時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○遠藤委員長 松本大輔君。

○松本(大)委員 民主党の松本大輔です。

提案理由説明によれば、大臣は、「平成十七年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人について、独立行政法人通則法第三十五条に基づく検討を行い、組織・業務全般の見直しについての結論を得たところでありまして」というふうにおっしゃつていらっしゃいます。

そこで、この独立行政法人通則法第三十五条に基づく検討が行われているのかどうか、ちょっと私も気になりますので、通則法第三十五条の当たつてみました。

そこに何と書いてあるかといへば、これは二項なんですけれども、「主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、評価委員会の意見を聴かなければならない」という義務規定がございます。

それで、では、検討を行うに当たつては評価委員会の意見を大臣は聞かなきゃいけないんだと。その評価委員会の意見が一体どういうものだったのか。私、文科省のホームページを当たつたんですが、今回の独法改革に関連して重要だと思われる十五回、十六回、十九回、これらの委員会の議事録についてはいずれも公表されております。配付資料さえ公表されていないということでありました。

何で公表されていないのか。公表されていなければ、我々としては、実際に主務大臣が評価委員会の意見を聞いた上で検討を行つて、それでこの結論が出たのか、判断しようがないからなんです。

それで、公開に関する規則というものを読みま

したら、第四条「議事録の公表」というところで、委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、運営規則第五条第一項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、この限りでない。」つまり、原則、議事録を作成し、公表しなきゃいけないですね。

それで、ただし書きの規定に今回当てはまっているのかどうかということが問われてくるわけですが、このただし書きの運営規則第五条、これもちょっとしくく当たってみんですが、第五条は、分科会の規定になっていて、「分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。」という規定なんです。

ということは、つまりこの議事録の公表について定めた公開に関する規則四条のただし書きというのは、意味不明な文章になっている。つまり、議事録を非公開とする規定については無効になっている。非公開について定めたその根拠規定が無効になっている。こういう状態なんです。つまり、議事録は作成しなきゃいけないし、公表しなきゃいけない、こういうことになるんですが、先ほども申し上げたように、現状は公表されておられません。

これは公表しなければならぬ義務があると思いますが、なぜ公表されていないのか、御答弁をお願いします。

○馳副大臣 人事に係る案件や独立行政法人の業務の評価に係る案件などについては、自由闊達な議論の場を確保するとの観点から、会議を非公開にするのと同時に議事録も非公開としてきたところがあります。ただし、会議の透明性を確保する観点から、議事要旨については、会議終了後、速やかに作成、公表してきたところであります。

今般、第一期の中期目標期間が終了し、評価についての実績を蓄積することができたことを踏まえ、より一層の透明性確保の観点から、会議が非公開の場合における議事録の作成、公表について

も検討してまいりたいと考えております。

○干場政府参考人 評価委員会の公開に関する規定の事実関係につきまして、恐縮でございますが、御説明させていただきます。

先ほど五条というお話がございましたが、その後、実は改定がございまして、二条挿入がございまして、現在、七条になってございます。

したがって、その辺のリンクにつきましては、あるいは、至らない点があるのかもしれないんですが、会議の公開につきましては……(松本(大)委員「済みません。もう少しマイクを、大きくしてください」と呼ぶ)はい、失礼しました。

○遠藤委員長 少し大きい声で発言してください。

○干場政府参考人 恐れ入ります。会議の公開に関しては、独立行政法人の評価運営委員会の運営規則の現在七条になってございます。

念のために七条をお読み申し上げますと……(松本(大)委員「いや、あります、大丈夫です」と呼ぶ)はい、七条でございます。

○松本(大)委員 それでは、ただし書きについての引用条文というのは七条ということで、現在、改正されているのでしょうか。

○干場政府参考人 運営規則の七条につきましては、「ただし、委員長の決定その他の人事に係る案件」等々でございます。(松本(大)委員「いえ、違います。公開に関する規則の第四条、議事録の公表のところに、後段、ただし書きがありますよね、運営規則第五条と書いてあるのが」と呼ぶ)

○遠藤委員長 ちょっと待ってください。

○松本(大)委員 私が今伺っていますのは、改正をされて七条になっているという御答弁だったのですが、それは公開に関する規則の第四条、議事録の公表について定めた文章の後段、ただし書きのところ、非公開とするのできる場合を定めたただし書きのところも運営規則七条というふうに改正をされているのかどうか、お答えく

ださい。

○干場政府参考人 第七条の二項におきまして、「会議の公開の手続その他委員会の会議の公開に

関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。」というようなことで、七条にそれにつきまして含まれていると認識しております。

○松本(大)委員 そうしますと、ごめんなさい、しつこいようですが、公開に関する規則四条の後段について今私はお伺いしていますので、そこについてまだ御答弁いただいていませんから、七条の二項に定めがあるというのは、これは読めばわかるんですが、公開に関する規則の四条に議事録の公表があるわけで、そこにただし書きとして、今おっしゃられている運営規則の七条が根拠だとおっしゃるんですが、その七条を引っ張ってきていないわけですね。

文部科学省のホームページ上には、これはアツブレードが遅いだけならともかく、「運営規則第五条第一項」というふうに書いてありますので、この部分もあわせて第七条と改正されているのかどうかをお答えください。

○干場政府参考人 お答え申し上げます。五条、七条につきましては、記載上のミスでございます。

○松本(大)委員 運営規則については七条というふうに改正をしたんだと。記載上のミスというのは、要するに、運営規則の改定を受けた公開に関する規則の改定が漏れた、こういうことですか。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。運営に関する規則を改正して七条になったときに、この今御指摘の公開に関する規則の第三条、第四条のそれぞれの中の規定も変えるべきでございましたけれども、変わっておりません。大変申しわけなく思っております。

○松本(大)委員 改定が漏れた結果、公開に関する規則は、現状ではただし書きが無効になっているんですね。つまり、議事録を作成し、公表しなければならぬというのがこの法律ののっとった正しい解釈だと思うんですね。この法律を字面ど

おり読めば公表しなければならないということだと思っておりますが、現状、公表されていない。

この評価委員会の議事録については、提案理由説明にもあるとおり、通則法三十五条に基づく検討が行われたのかどうか。つまりは、評価委員会の委員の意見をしっかりと聞いた上でこの結論が出たのかどうか。私はこの法案審議について不可欠な判断材料だと思っているんですね。そこを非公開とされているその根拠法令の改定が行われていない。つまりは、非公開とする根拠法令がない状態なんです。

となれば、当然、法案の判断材料でもあるから公開をしてください、このように申し上げているわけで、公表についての非公開規定が無効となっている以上はその議事録を公表されるべきではないですかという私の質問に対して、御答弁をお願いします。

○干場政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま玉井官房長から申し上げましたように、条文の条番の改正に際しまして、公開に関する規則の方の修正が漏れたということでございます。実体的なことにつきましては変更はございませんので、そのような意味におきましては、公開に対する評価委員会のポジションというのは変わっておりません。

○松本(大)委員 申しわけございませんでしたとおっしゃる割には、ちっとも悪びれた風には、私は答弁を聞いていても感じないんですね。法律に従っていないわけですよ、現状、それは原因は改正漏れかもしれませんが、とにかく現状では法律に従っていない。作成し、公表しなければならぬと定めた議事録の公表の第四条にのっとっていないわけですから、では、これを踏まえて、どうされるおつもりなんですか。これはこのまま、もう何も公表しないんだ、これでいいんだというようにお考えだということでしょうか。

○干場政府参考人 議事録の公開あるいはその会議の公開につきましては、先ほど申し上げましたように、原則として公開しているところでございます。

○小坂國務大臣 もつと明確に申し上げますと、十八年の三月の七日、各關係獨立行政法人の長あ

てに、「公共調達」の適正化に向けた取り組みについて」という通知を発出したしております。今官房長申し上げましたように、随意契約における透明性、効率性の確保を初めとする公共調達の適正化については、現在、政府として、公共工事における入札契約の改善及び随意契約の適正化に取り組んでいるところであります。独立行政法人においても同様の改善が講じられるように、この周知を図っているところでございます。

○松本(大)委員 中期目標に盛り込むべきではないかという私の質問には御答弁をいただいていると思うんですが、適正化に取り組むというのは、中期目標に盛り込ませるというふうな強いリーダーシップを発揮されるおつもりはあるのかないのか、大臣、そのところをもう一回御答弁をお願いします。

○小坂国務大臣 独立行政法人の運営に関して、独立行政法人の自主性を重んじる観点から、今のような形で独立行政法人における適正化の周知を図ってまいりたいと考えております。

中期目標に盛り込めとの御指摘でございますけれども、当面、ただいま申し上げたような形で推移を見守りたいと存じます。(発言する者あり) ○松本(大)委員 今不規則発言もあつたんですが、まさにおっしゃる通りで、中期目標を認定しているのは文部科学省ですから、それは大臣のやる気次第だと思うんですね。

独法の通則法の六十四条にはたしか立入検査の権限が書いてありますし、六十五条には違法行為の是正という形で、実は強い権限が大臣には与えられている。要はやる気次第だと僕は思うんですね。

先ほど来、自主性とか自律性とかという言葉が何度も出てきていますが、独法は、みずからのリスクでマーケットからお金を調達して、それで事業を営んでいるんであれば、それは自主性、自律性ですというの僕はわからなくありません。しかしながら、その大半は運営費交付金なんです。もとをたせばそれは税金ですよ。その運

営費交付金、単年度で、先ほど答委員の質問のときにもありましたけれども、七百十九億もつぎ込まれているんですね。

もとをたせば税金なのに、国直轄でやっているときには会計法上の義務規定があつて一般競争入札に付されなければならぬ。ところが、独法になった途端にその義務規定を外れることができる、あるいは緩んで基準が緩くなつてしまふ。これでは、私は、小さくて効率的な政府の推進という観点からは本末転倒であると思ひますし、今回の独法改革でもそれがそのまま放置されるのであれば、一体何のための改革なのか。言葉は悪いかもしれませんが、小さくて効率的な政府の推進、本当にやる気があるのか、ちゃんちゃらおかしいというのが一般の納税者の感覚ではないかというふうに思ひます。

そこで、随契について、中期目標に見直しを図っていく、つまりは一般競争入札の促進ということについて中期目標に盛り込む予定は、今のところ要するにないということだと思ひますが、私は、独法のガバナンスという観点からちょっと残された時間で幾つか聞いてみたいと思ひますけれども、ちょっと時間の関係で評価委員の構成については多分聞けないかもしれないと思ひましたので、ちょっとそこも後で時間があれば聞くことにします。

きょうは衆議院事務局の方に、調査局の方にお越しいただいていますので、ごく簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

この独法の評価委員の独立性について、私たちはこういう形で独立行政法人の組織等に関する予備的調査というのをを行つておるわけですが、その際に評価委員の独立性について回答されていると思ひますので、まず文科省絡みの審議会や委員会の業務の状況と、それから金銭の授受の状況について、調査局の方、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○大西調査局長 お答えいたします。今回の独立行政法人の組織等に関する予備的調

査につきましては、民主党の先生方五十四名からの要請を受けまして、昨年十月に総務委員長から調査するよう命令を受けたものでございます。

そこで、お尋ねの件でございますが、文部科学省における独立行政法人評価委員の総数は百七十二名でございます。そのうち当該省の審議会等の委員についたことのある者の数は八十八名となっております。また、評価委員で当該所管の独立行政法人から金銭授受があつた者は二十八人、金銭授受をした件数は四十三件でございます。その総額は二千三百三十九千円、こういうふうになっております。

以上でございます。

○松本(大)委員 私は、この独法のマネジメントの適正さを担保していく手段として、まず、外部評価が適正に行われるのか、その評価を踏まえて次年度の運営にその評価が反映されるのか、経営が改善されるのか、さらには、いつまでたつても経営が改善されない場合はその首を飛ばすことができる、責任者の責任を問うことができるという、この三段階の仕組みというものがやはり必要だと思ひていふんですね。

今その評価のことについて伺ひしたんですが、評価者が本当に適正なのかというのを、私は今の御答弁を聞いて疑問に思つております。つまりは、評価委員百七十二人の中に、文科省やあるいはその外郭団体のメンバーを務めている方が八十八人もいて、しかも二十八人の方が年間で総額二千百万円もの金銭の授受を行つていふ。

やはり政治は情と理だと思ひますから、こういったある意味ずぶずぶな関係の評価委員が、本来緊張関係にあるべき両者がこんな密接な関係を持つていふのも、本当に厳しいチェックができるのかというのが私は納税者の方の感覚だと思ひますので、この委員の構成についてはぜひ見直しを図つていただきたいというふうに思ひます。

そして、そのガバナンスの二点目に移りますけれども、では、一体全体この評価委員の評価が次年度以降の独法の運営にちゃんと反映されている

のかという点なんです。これについてはお配りしております資料の三というものをごらんいただきたいと思ひます。

総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会の独立行政法人の状況、これは年報なんですけれども、その十四年度版に次のような記載があります。この資料三の一番上の⑥というところで「十四年七月九日の閣議後の関係懇談会において、小泉内閣総理大臣から、独立行政法人の十三年度業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映するとともに、その反映状況を国民にわかりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われたところであるが、十五年四月時点において、評価結果の予算への反映状況を公表している法人はみられない。」となつております。

十五年度、中段に行くところかというところ、十六年四月に至つても、「反映状況を公表している法人はみられない。」

次の年度はどうなつていふかというところ、ついに十六年度版では記載自体が何と削除されてしまつていふんですね。

総理に十四年七月に言われている、全然進んでいないじゃないか、何となく気まずいね、これはもう記載からそもそもやめちまおうかというふうな隠ぺい工作が働いたんじゃないかというふうな野党議員としては思つてしまいたくもなるわけなんです。最後に、総務省の方にきょうはお越しいただいておりますので、なぜ記載が落ちていふのか、そして、十七年度は、これはやはり記載を復活させるべきじゃないかということ、それから、現状はどうなつていふか、公表しているところはあるのかどうかという点。

それから、大臣にもきょうと最後に御答弁いただきたいんですが、こういった形で総理からきくと、評価結果を次年度以降の予算に反映するよう、そして、もう一つの指示である、その反映状況を国民にわかりやすい形で積極的に公表しなさい、これは企業でいえばIRですよ、情報開示ですよ。国民の資金提供者としての共感や理解

きょうは小坂大臣とじっくり議論をさせていた

もひょっとしたら正確に把握されていなかったかもしれないので、もう一度確認しますけれども、現職の国家公務員は理事にならないわけですかから、一回退職をして、そして役員出向という格好で行っているわけです。だけれども、これはそのまま退職、いわゆる一般のイメージでいう退職ではなくて、もう一回文部科学省に戻るかもしれない、そういう部分があるわけです。そのことを念頭に置いておいてください。したがって、退職か役員出向かじゃないんです。退職して役員出向をするんです。ここをよく押さえておいてください。

川正文さんという人がおられますね。長谷川正文さんなんかも官房の総務課におられたり、あるいは会計課の契約専門官をやっておられたり、あるいは会計調査官をされたり、あるいは会計課の経理班の主査をされたり、ずっと勤められているわけです。非常に文部科学省の生え抜きの方ですよ。

あるいは、埼玉大学の原政敏さん。この方も会計の専門家ですね。会計課の第四予算班主査から第三予算班主査やって、第二予算班主査やって、会計課長補佐もされて、予算企画調整官もされて、この国立少年自然の家の理事から来ておられ

さん。この方も文部省の留学生課の課長補佐をされたり、会計課の主査をされたり、会計室長され

たり、そこら行っておられるわけです。

京都大学に來ると、また大物の方が出てくるんですね、本間政雄さんと木谷さんとか。本間政雄さん、名古屋大学の法学部を出られて、四十六年に文部省に入省か。私より少しシニアですね。フランス大使館にも来てもらったりして、後、生涯スポーツ課長、専門教育課長、国際企画課長、高等学校課長、官房審議官、そこから横浜国立大学に行つて、そして今の京都大学に行つておられる。そしてその後、大学評価・学位授与機構国際連携センター長兼教授で行つておられる。文部省との強い関係です。独立行政法人なのか何なのか、よくわからない。

そして、この木谷さんが今京都大学に行つておられるんですけど、木谷雅人さん。この方、昭和五十一年に京大の法学部を出られて、大体私と同じぐらいですね、そうしたら。外務省の参府代にも来てもらつたり、留学生課長、医学教育課長、企画課長、高等教育企画課長、文化財部長を文化庁でされて、それから高等教育局の審議官、官房審議官、そして京都大学に行つておられる。文部科学省の言つてみれば超目玉の人事ですよ、きっと。

そして、大阪教育大学の中西さんと権広行さんも文部科学省の重要なポストをされていますね。中西さんは学校健康教育課長、権さんも民間教育事業振興室長をされていますね。お年的にも、お二方とも文部科学省に居らないんですかね。どうでしょう。

あるいは、和歌山大学にちよつと下つて、坂本邦夫さん。この坂本邦夫さんあたりは、この方も国立民族学博物館の管理部長をされて、総合地球環境学研究所の管理部長をされて、それから和歌山大学に行かれて、そこから今に至つておられる。文部科学省との人事は本当に密接にあるんです。

そして、鳥取大学の三宅保信さんと高木さん。三宅さんは、文部科学省の学術研究助成課企画室長から鳥取大学の事務局長に來られているわけ

ですね。大学業務に精通しておられるということにとられているんでしょう。しかし、本当に密接に関連しています。高木さんは国際理解教育専門官としてやつておられた。

広島大学の、これは興さんと読まれるんですけど、直孝さん。この方は科技庁入庁なんですよ。科技庁に入られて、すぐ立派な役職を、官房長も歴任され、原子力局長も歴任されている。この人は社会連携担当なんですね、広島大学では。どういうことなのか。工藤敏夫さんという方も行つておられて、この方は文部省に五十二年入省で入られて、その後、教育大学室長、生涯スポーツ課長、総合研究課長、研究技術課長、量子放射線研究課長をずっと歴任されてから行つておられる。年的には私と余り変わらないはずですね、五十二年入省だから。五十三、四、五ぐらいでしょう。文部科学省にもう帰つてこないんですかね。退職という格好で行かれたんですか。あるいは、工藤敏夫さんと今申し上げましたけれども、工藤敏夫さんは鹿屋体育大学の理事をされてからこちらの広島大学に來ておられるんです。鹿屋体育大学は下から四つ目ですけども。

こういう格好ですつとながるわけですね。全言言つていたら切りがありませんから。私が言わんとしていることはほぼ明らかになつていて、思っています。仕組みとしては、退職という形をとつて、そして役員出向の形で理事になるわけですね。こういうのを本當の意味で退職と言ふんですか。偽装退職みたいなものですよ。

こういうことについて、大臣、どうですか。今までは、確かに文部科学省の、いろいろな意味で、連絡も密な、様子を知つておられる方がいたらしい強いなというところで大学の方もこういう人材は欲しかったと思うんです。そして、独立行政法人という事になった以上は、この独立ということとを本當に実のある独立にしていくためには、むしろ変えていく方向が望ましいとかえつて私は思

いますけれども、大臣、いかがでしょうか。○小坂国務大臣 委員は大変に、公務員の御出身

であるだけに、文部科学省出身者等についてまで、私よりもはるかに人事面で精通されているなと思つておりました。この人も知つていて、この人も知つていて、私は全然知らない人ばかりが出てきて、挙げていただきました。その経歴まで御紹介いただきました。

まず、私が聞いていて思いましたことは、委員の御認識の中に二つ私とはちよつと違う部分があるなと思つたのは、一つは、独立行政法人と、今御指摘になつたそれぞれの大学は国立大学法人という形で、同じような形態をとりながらも、国立大学が国立大学法人になつた、その経緯というものを、一般の独立行政法人化と若干違うところの認識がやはりちよつと違うのかなということが一つ。

もう一つは、今日まで、我々も同じように、わたりと言われるような、公務員が外郭団体へ行つて、また再度、退職をして退職金をもらい、また別の団体等に行つてまた退職をもらい、また退職を得ていくというふうな、そういう税金の無駄遣いにつながつていくような、外郭団体あるいは補助金等が出ていくところでそういう者を探っていくということとは正せないか、こういう考え方は共通していると思ふんですね。

その中で、私も、そういう観点から、短期の在職期間であつて高額の退職金が支払われるというふうなことはないように、役員出向についての規定を変えて、そして、退職ではなくて出向の形で出ていくことによって、求められる人材、請われて行く人材が退職金の二重払いになるようなことのないように。

そしてまた、早期退職償行ということについて、公務員の制度の中で、これは問題なんではないか。早期退職償行をしているから次々にわたりが起くるのではないかと批判がございまして、で、そういうものに、また戻ることによって対処できるという、逆の意味の、公務員の人事制度の改善という観点から行われている部分があるという認識がやはりちよつと私とは違うなと思つて

聞いておりました。

それで、今、委員が理事についてのことをおっしゃいましたけれども、理事になるということとは、すなわち、国立大学法人の学長がみずからの判断において、当該大学の経営に必要と考えられる適任者を選任して任命をするという原則は貫かれていくということ。それから、このような仕組みのもとで、国立大学法人から要請があつた場合には、必要に応じて、適材適所の観点から、文部科学省の職員の推薦を求められれば推薦を私どもがいたしてきたということ。そして、国立大学法人からの要請は、文部科学省職員として国立大学事務局長等を経験するなどの長年にわたる大学の管理運営に関する知識、経験があつて、それを買われて、請われて行く、そういう流れで選定がされてきた経緯があるということ。これらの理事は、学長のリーダーシップのもとで、大学の経営陣の一員としてそれぞれの役割を適切に果たしていくということに、これは当然のことです。すし、それによつて大学の主体性が損なわれるようなことはないと認識を私どもは持つております。

その辺の点で、委員が御指摘の部分と実態を考えると、委員も御存じだと思いますし、私も民間の経験者でございますが、民間の会社においても出向というものはございまして、子会社に出向したり。ところが、子会社に出向したら、その人間は子会社の人間になつて、その経営に一生懸命やるというのが当然でございます。親会社と子会社の場合に、親会社の側の立場に立つて仕事をしていたら、これは出向しても意味がないし、出向者としての評価が得られませんか。出向者というのは、その立場になり切つて一生懸命努力するというのが当然のことだと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○山口(社)委員 大臣、玉井官房長が心配そうにずっと聞いておられて、今回は玉井さんのプリッが大きいので、そのとおりにおっしゃつていただきたいと思いますけれども。

私は、確かに、この資料をつくらせてもらう段階で、一人一人の顔が一瞬思い浮かぶぐらいの感じになりました。一回この方々に全部ずっと会ってみたいぐらいです。

でも、今大臣がおっしゃったことについて、私はもちろん全部わかっていますよ。出向者というのは、建前はそうであっても、文部科学省に帰ってくる。例えば、なぜそこに行っているかということを見ると、文部科学省に顔がきくからだろうなということの方々が欲しいわけですよ。そういう意味では、今の仕組みというものも関係している。

既にきのう資料でお願いしてありますけれども、今の仕組みが、運営費交付金がだんだん減って、そして、COEとかGPとか、いわゆる目的に縛られたような額がどんどんふえている。こういう仕組みになっているわけですね。大臣、こういう細かいことについて余り私は問うつもりはありません。

大臣、今手元にもしも資料を持っておられなければ、秘書官はちよつと渡してください。運営費交付金予算額。今、大臣、手元にありますか。この予算額が、十六年、十七年、十八年とだんだん減っているわけですね。一兆二千四百億が一兆二千三百に、そして一兆二千二百に、だんだん減っているわけですね。要するに、目的に縛られない一般の交付税のような運営費交付金、これは順番に減っている。

そして、COE、セクター・オブ・エクセレンスとか、あるいはGP、グッドプラクティスですか、これに関しては、文部科学省の物すごいざちの審査が待っているわけですから、この審査のお金は順番にまたふえているわけですね。大臣、手元に、また秘書官は渡してください。COE、GPの額、これは仕組み上ももちろんふえるようにはなっているわけでも、十四年度、十五年、十六年度、十七年度で順番にふえているわけですね。十四年度で百六十七億と書いていますね。その後、三百七億、十五年度。そして、十

六年度は三百三十八億。そして、十七年度には三百五十一億。順番にふえている。目的がしっかりと縛られている。ニンジンみたいなものですね。

これに関する事務的な量というのは莫大なものがある。もう、研究しているのか、このための資料を文部省に書いてあるのか、わからないぐらいの膨大な事務量をこなしている。

そういう意味では、文部科学省がいかにコントロールする仕組みを、これは意図的だと私は言わないけれども、結果としてそうになっているかというところが背景にある。だから、文部科学省に顔のきく人がどうしても国立大学の行政法人の中に欲しいわけですね。まあ、玉井さん、一生懸命首振っておられるけれども、そういう図柄になっているんです。だから、私が独立行政法人か、あるいは従属行政法人でしようかと皮肉な言い方で聞いたのは、こういう仕組みも関係してあるんです。

大臣、独立行政法人ということで、この経緯というところでお話、もう全部わかっています。私も、あのときはまだちゃんとしましたから。その後お休みしましたけれども、ちゃんとしましたから、その経緯はちゃんとわかっています。この渡り鳥云々も、これは違います。もちろん違いがあります。これは渡り鳥云々じゃありません。退職という形をまずとって、本当はこもおかしいんですけども、そして、出向という格好でうまくまた戻ってきている人がいっぱいいるんです。

さらには、学長からの判断、これも建前の話です。だって、学長は全部の人間知らないんだから。文部科学省さん、だれがいい人いませんかね、おたくの業務にも精通したい人いませんかと、それは聞いているわけですよ。それは当たり前前のことです。何もおかしいことじゃないんです。すごく自然なことですよ。だから、学長は、与えられた人について、ああ、そうですか、その方だったら、またCOEでもGPでもお世話になりますね。ああ、任せておいてください、この人は審議官もやったり課長もやったり、もううちの関係がばちばちですから。こういうことがごく普

通に、私も理解できます。

でも、独立行政法人となったからには、こういう姿からだんだん脱皮していくことが大事じゃないでしょうか。この間の大臣の答弁、私は与党の方の中でも、やはりとらわれのない素直な心で非常に関心を持って聞きました。そういう意味からいって、余り役人的な答弁にならないように、やはり大臣として、こういうことに対して中長期的に、今までは確かに国立大学について文部科学省のいろいろなコントロールがあった。これからは、しかし、ちよつとも少し実質的なところでやろうか。人事について、もんだんだん見直そうかというところを、大臣、お考えいただきたいと思うんです。

ちよつと待つてくださいね。済みません、ちよつと待つてくださいね。

そして、この人事についても、私もわかりません。私も玉井さんの官房長の立場だったら、みんな、何千人も抱えた人たちの職につけておかなきゃいけないわけですから、それはいろいろなところに行かせたいでしょう。それは、人事課長吉田さんも大変なんです。だけれども、そんな中でも、やはり独立行政法人という仕組みをおつくりになられたんですから、私は、あのときにむしろ反対の議論をさせてもらいました。それは、すそ野を広くしなきゃいけない。例えば、基礎的な物理学とかあるいは文学部、こういうものについてはどうからないわけですから、あるいは産学連携になじまないから、では、そういうものについてはいまだだん予算も少なくなっていくなということもあり得るだろう。すそ野が広がって、初めて山は高い。そういうことを考えると、国立大学をほかの独立行政法人的にしてしまうのはよくない。

大臣も、最初におっしゃったので、私はそのことをよく大臣との間では意見が共有できていると思うんです。だけれども、こういう独立行政法人にされたんだから、された以上は、その自主的な、自律的な部分を、建前だけではなくて、実質

にも持つていくように、小坂大臣には政治家としてのリーダーシップをきちつとっていただかないといけないと思います。

答弁をお願いします。

○小坂国務大臣 山口委員の御質問、聞きながら若干疑問が生じたんですけども、山口委員は、役人というものは、天下り、あるいは出向、あるいは退職して出向して復帰、いろいろな形はあるかもしれないけれども、派遣された先では、性悪説ではないけれども、何か自分の保身と功名心だけで動くような、そういう種類の人間だという先入観がおりないんじゃないか。それにしても、委員御自身が御出身でございますので、そういう形で仕事をされてきたのかなという疑問が生じてしまふんですね。(山口壯)委員「ちよつと今のは答弁おかしいよ」と呼ぶ。私は、そういうことではなくて、やはり役人も、物事がよくなるように、この社会がよくなるように、やはりそれぞれに努力をしていると私は信じたい。ですから、今、この職について、文部科学省の人間にいろいろなレクを受けたら、あるいは人事について相談を受けたときに、私は、その基準で、あなた方もやはり国民の立場に立つて、この世の中をよくするという観点でやはり取り組んでいかないとけない、そう思っているんじゃないかと確認をしながら日々仕事をしているつもりなんです。

そういう中で、大変幅広い御質問をいただきましたので、それぞれにお答えをしなきゃいけないと思いますけれども、例えば、このCOEのプログラムにおける十四年度の予算額百六十七億のうち、国立大学は百三十億、約七八％に該当しますが、十五年度は三百八億で二百三十九億、十六年度は三百三十八億のうち同二百六十八億、十七年度は三百五十二億で同二百七十七億、確かに国立大学が、百三十、二百三十九、二百六十八、二百七十七と毎年ふえているではないか、こういう御指摘でございます。

しかしこれも、これは何も官房長ほかからレクを受けたからだただ言うわけじゃなくて、レク

を受けてもその内容が理解できなければ私は申し上げるつもりはありませんが、ここで指摘をされたことについては、センター・オブ・エクセレンスをつくるということは、この事業自体が大学院の博士課程を対象としておりまして、そういう意味から、国立大学の中に公私立大学と比べて博士課程の学生数が多い、また教員数も規模が大きいということから、必然的にこのようになってしまいうという部分があるわけでございまして、そして、国立大学の申請が多かったということになります。

したがって、今後とも、このプログラムの比率を変えていくには公私立大学の積極的な応募を呼びかける必要がある、こう考えますので、そういった対応はしてまいりたい、こう考えますが、実情はそういうふうな形から出てきた数字だ、私はこのように理解をいたしております。

また、運営費交付金の話でございますけれども、この運営費交付金は、毎年、先ほど別の答弁に使ってしまいましたが、国立大学法人への運営費交付金は、十六、十七、十八、それぞれ九十八億減あるいは百二億減と、約百億円の削減を行ってきている。これは、運営費交付金は、効率化によって、目標を掲げて削減をしていきたいと思います。しかしながら、大学においては、ただいま先に申し上げたセンター・オブ・エクセレンスあるいはグッドプラクティスというようなプログラムを通じて、いい企画に対してはお金をつけて、そして、委員御自身がニンジンとおっしゃいましたけれども、あめとむちとよく言われますが、そのあめとかむちとかということではなくて、むしろ、いいインセンティブと、そして節約の精神、合理化の精神というものを育成していくという観点から、一方では合理化を進めながらも、一方ではいものに對してはしっかりとお金をつける、こういう立場でこれが行われた、このように御理解をいただきたいと思います。

○山口(壯)委員 大臣、今のは何ですか。少々聞き捨てならない答弁もありました。

私も、外務省から防衛庁に出向した。行つていときに大韓航空機の墜落事件が起こって、防衛庁にとってアキレス腱になると言われたところ。それはもう徹底的に頑張りましたよ。だから今でも防衛庁にたくさん仲間がいる。

今の一言、まず取り消してください。

○小坂国務大臣 委員は、そういったように防衛庁に行かれて御努力されたという御説明をいただきました。同じように立派な志を持っていらっしゃるんだな、そういうふうな認識をさせていただきます。

○山口(壯)委員 そういうつながりがやはりあるわけです。だから、人間なんですから。大臣、それから、やはり就任間もないかもしれないけれども、センター・オブ・エクセレンスの実態。それを作業として、例えば大学で煮詰めていくための作業、そしてペーパーにする作業、文部科学省の役人の人からもえらい指導を受けるのです。大変なんです。その辺についてももう少し理解をいただいた方がいいと今の答弁からは察しました。

そして、いろいろと事務方からお聞きになるのは、これは当然のことです。しかし、事務方と同じであつては、政治家じゃないのですから、やはりその前を見て、そして大きく見ていかないといいけないと思うのです。

私は決して、きょうも質疑でおわかりになったとおり、大臣を何か困らせようとか、そういう趣旨で聞いているというものははっきりわかれたでしょう。そして、いい方向に少しでもお互いの認識が共有できればということで聞いているわけですから。きょうは質問時間もうなくなりましたけれども、もう一度反すうしていただいて、そして大臣が、これから日本のすそ野を広くする基礎的なものについても、きちっと独立行政法人のいいところ、そしてそういう補完なきやいけないところ、これを、文部科学省の今までの人事が少し、そのことがどっぷりになってしまっていないかということについて、もう一度思いをいたしていただいて、これからの文部科学大臣としての職責をぜひ果たしていただきたいと思ひます。

○遠藤委員長 石井郁子さん。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子です。法案に関連しまして、独立行政法人日本スポーツセンターのサッカーくじについてお聞きをいたします。

まずお聞きしますけれども、独立行政法人の日本スポーツセンターの理事長など役員に支払われている年間の報酬及び給与はそれぞれ幾らですか。

〔委員長退席、池坊委員長代理着席〕

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

日本スポーツ振興センターの役員、理事長一名、理事四名、監事二名、うち一名は非常勤でございまして、この七名、平成十六年度に支払った報酬の総額九千七百六十七万円ということでございます。

○石井郁子委員 それでは、もう一つですが、このセンターのサッカーくじ担当セクション、そこにかかわる職員の数及び給与は幾らでしょうか。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

日本スポーツ振興センターにおいては、スポーツ振興事業部という部がございまして、この部は、スポーツ振興くじの運営業務をやっておりますほか、スポーツ振興基金の管理業務、その助成に係る業務等をやっているわけでございまして、この部の中でスポーツ振興くじの業務にかかわっている職員は、平成十七年の四月現在十七名でございますが、平成十六年度に支払った給与総額は一億二千二百万円ということでございます。

なお、この職員の給与につきましては、国庫費ではございませんで、独立した勘定で、くじの勘定で支払われているものでございます。

○石井郁子委員 今明らかにいたしましたように、センターの理事長、先ほど理事長の年間報酬はおっしゃらなかったんですけれども、私も一千九百二十万円というふう聞いています。

の役員に支払われている給与で約一億円なんです。そして、今お話しのように、職員の数、職員の給与分で一億円を超えている。だから、二億円を超える額がこのセンターの役員及びサッカーくじにかかわる職員に支払われている。二億円です。

ところで、この理事長の雨宮忠氏は、前の文部省学術国際局長からの天下りですよ。サッカーくじ担当の高杉重夫氏も文部科学省のスポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官出身でございまして。それから、若松氏も文科省から、児島氏と監事の請川氏も財務局出身。だから、役員レベルでいうと、いわば官僚の天下りで占められているということなんです。こうした天下り役員に毎年一億円近く、職員にも一億円超えているという二億円近い支出がされているということなんです。私は、これをまず確認したいと思ひます。

では、次に伺ひますけれども、サッカーくじのこの間の売り上げ及びスポーツ団体に対する助成額は幾らなんでしょう。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

スポーツ振興くじの売り上げは、全国販売を開始したのが平成十三年でございまして、この平成十三年度は六百四十三億円でございます。平成十四年度は三百六十一億円、そして平成十五年度は百九十九億円、そして平成十六年度百五十七億円となっているわけでございます。平成十七年度はまだ確定はしていません。

また、スポーツ振興くじを財源といたします助成でございますけれども、これは、十四年度から開始しておりますけれども、助成額は、十四年度は五十八億円、十五年度は二十四億円、十六年度は約六億円、そして十七年度は二・五億円となっているわけでございます。

○石井郁子委員 十八年度の見込みは幾らですか。

○素川政府参考人 これは十七年度の売り上げが確定していないわけでございますけれども、見込

みといたしまして一億数千万円であろうかと思っております。

○石井(郁)委員 売上額は、本当初年度から比べるとうなんでしょう。もう四分の一弱に落ち込んでいくわけでしょう。そして助成額は、今やと御答弁されましたけれども、十八年度一億円少し、少しなのかのくらい伸びるかはあれですけれども、一億円台ですよ。そうしますと、役員報酬とか職員の給与に払っている額の約二分の一じゃないですか。それぐらいしか助成額がないと。私は大変な事態だというふうに思うんですね。

ところで、ではもう一つ伺いますが、サッカーくじ業務にかかわるこの間の累積債務ですね。これは一体幾らあるんでしょう。そして、毎年これは幾ら返済する計画となっているのか、お答えください。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。
平成十三年から五年間、金融機関等に販売業務を委託しているわけでございますけれども、初期投資をいたしまして、初期投資はシステム開発とか端末機の製造が中心でございますけれども、三百五十一億円ということで金融機関が支払い、それを五年間で約七十億円ずつ償還するということがあるわけでございますけれども、これが平成十六年度末現在で約二百二十億円残っているということでございます。

○石井(郁)委員 ですから、この初期投資分も五年間で払う計画が全く達成できていない、二百二十億円も未払いとなっているという問題なんですね。

それから、今はお答えになりませんでしたけれども、センターが直接運営に乗り出すための新たな借金、これも百数十億円ぐらいいあるんじゃないですか。では、この借金の返済のために、年間一体幾らぐらいいの売り上げがあったらできるんでしょうか。

○素川政府参考人 第一期の償還であります、これは第二期といえますか十八年度以降の売り上げから返済していくことでございます。何年でもぐらいいずつ返済するかということによるわけでございますけれども、少なくとも二百億の半ば以上の売り上げを確保したいと考えているところでございます。

○石井(郁)委員 確かな数字じゃないかもしれないけれども、二百億円以上の売り上げが必要だということですね。今、先ほどの売上額のように、今百四十億円とか百五十億円ぐらいいの売り上げじゃないですか。到底私は借金返済に回らないと思うんですね。ますます累積がふえていくということになると思うんですね。これは、大変国民的な心配ですよ、どうするのとか。

では、まさかどこかの時点で税金を投入、そういうことにはなりませんか。

○馳副大臣 先ほどから具体的な数字のやりとり、私も把握しておりますが、大変心苦しく、しかしながら、何とかしなければいけないという思いを持って拝聴しておりました。

というのも、私は、このスポーツ振興投票法案について、参議院議員時代に修正案の提案者として国会での答弁もしておいた。そういう意味では、責任の一端を担っている立場、また現在はい副大臣としてあり、できる限り売り上げを上げて、経費を節約しながら、また日本スポーツ振興センターの役員の皆さんにも報酬に見合った働きをしつかりしていただいて運営をしていただく、こういうことを求めながら、まずは、累積債務ではなくて、初期投資の分は、あと二百数十億残っている分は早くお返しをするのが筋ですから、そういう方向に向けて努力をしなきゃいけないというふうに思っております。

実際に、この勘定というのは日本スポーツ振興センターの経理とは別の勘定で運営している。これは法律上そういうふうになっておりますから、そういう意味でいえば、税金を投入するということは想定をされてないということも申し上げたいと思っております。

○石井(郁)委員 この間、スポーツ団体への助成

額が一億円だということなんです。この事実を私は本当に重く見たいと思うんです。

スポーツ振興投票の実施に関する法律第一条の目的、どう掲げていたでしょうか。「この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。」だから、スポーツ振興のために必要な資金を得るためなんだ。今、それが一億円です。私はこの目的が今や果たせなくなっていると言わなければいけないと思うんですね。

そればかりじゃないんです。この間、重大なことが出てまいりました。これは先般の委員会でも池坊委員も御質問されていましてけれども、附帯決議や国会答弁を無視した、いわば文科省の暴走とも言える事態が進んでいると言わなきゃいけないと思っております。

端的に聞きます。お答えください。
この二月からコンビニエンスストアで一般販売というのを実施しているかどうか。それから、二日販売も行われているかどうか。それから、二百四十三分の一という確率のサッカーくじが販売されているかどうか。また、インターネットや携帯電話からの販売をしているのか。しかも試合開始一時間前までに買えるようにしている、こういうことじゃないんですか。いかがですか。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のように、この三月から十八年シーズンが始まっておりますけれども、コンビニエンスストア、これは従前、個々のコンビニの会員に限っていたわけでございますけれども、いわゆる一般販売というものを実施しております。

それから当日販売、これは当日販売と申ししましても、今お話ありましたように、試合の一定時間前ということでございますけれども、それも実施しておるところでございます。

それから確率二百四十三分の一のくじ、これにつきましては、昨年、百万分の一というくじの確率の制限を省令改正いたしましたして撤廃したわけ

でございますけれども、いわゆる minitoto というくじの種類でございますけれども、これを導入しているところでございます。

それから、もう一つお話がありましたインターネット販売、これにつきましては、実は、昨年はネット専用銀行の口座決済をするという範囲で導入していたわけでございますけれども、それに加えてクレジットカード、特定のクレジットカードでございまして、これも決済とリンクしているということで年齢確認ができるということで、導入をいたしているところでございます。

○石井(郁)委員 この法案の国会審議、私もかわつた一人でありまして、当委員会には、たまたまといえますが、小坂大臣も提案者でございましたし、また松浪議員も提案者でございました、馳副大臣もかわつておられたということでもございます。それぐらいいろいろな思いをしておられると思いますけれども、だからこの国会審議、また答弁をされたこと、よく御記憶のことだというふうに思います。

コンビニエンスストアでの販売という点では、これはしなくても、これに頼らなくても売上額は小さくならない。つまり、コンビニは販売場所の対象とはしないというのが当時の有馬文部大臣の御答弁でした。つまり、附帯決議にあるように、販売に当たっては、十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるように、販売場所、販売方法等について青少年が入手しやすい方策を講じるなど適切な配慮をしなきゃいけない、やはり青少年に射幸心をあおっちゃいけないということが最大のという大きな論点で議論されたというふうに思っております。

しかし、これが今ではもう解禁になっている。いわば行われている。それから当日販売はしないということも進められている。確率も、当時は百万分の一から百六十万分の一にするんだ、富くじのようなものだ、こう言っていたけれども、何と二百四十三分の一ですよ。ここまで来てしまった。

額が一億円だということなんです。この事実を私は本当に重く見たいと思うんです。

スポーツ振興投票の実施に関する法律第一条の目的、どう掲げていたでしょうか。「この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。」だから、スポーツ振興のために必要な資金を得るためなんだ。今、それが一億円です。私はこの目的が今や果たせなくなっていると言わなければいけないと思うんですね。

そればかりじゃないんです。この間、重大なことが出てまいりました。これは先般の委員会でも池坊委員も御質問されていましてけれども、附帯決議や国会答弁を無視した、いわば文科省の暴走とも言える事態が進んでいると言わなきゃいけないと思っております。

対面販売が原則だ、こう言っていたけれども、今やネット販売、インターネット上でも進められている。競技場では売らないということも答弁がありました。

もう、こういうすべてが答弁違反ですよ。いかがですか。

○小坂国務大臣 青少年の健全育成に有害な影響を与えないという観点からいろいろな議論がなされたところでございます。コンビニエンスストアにおける販売ということについても十分な注意を払って今日まで運営をまいっております。そういう意味では十九歳未満の購入禁止が徹底をされているというふうに理解をいたしております。

また、今回のコンビニエンスストアにおける販売においても、コンビニエンスストアの運営がいろいろ形態が変わってまいりました。その中で、コンビニエンスストアが独自のシステムによっていろいろなチケット販売を一つの機械でこなせるようになってまいりまして、一般的にそういうもので購入することが非常に利便性が高いということから、それを利用してほしい、こういう御要望も大変に多くなってまいりました。

そこで、そういった利便性の向上と対面販売というものの整合性を保つために、コンビニエンスストアにおきまして、券売機で出したものを一たんレジへ持っていった支払いをしていただくというところで、対面販売と同じ効果を、効果といえますか体制を維持することとしたものでございまして、このことにより答弁との間に食い違いがあるとは認識をいたしておりません。

○石井(郁)委員 今一点、コンビニでの販売のことだけを例として挙げましたけれども、しかし、これとて状況ややり方が変わったという話をしているだけでございまして、本当に十九歳未満の方が買っていないのかどうか、その保証はないですよ。ないです。そして、ほかの幾つもの項目が全く答弁違反ですから、私は、本当にこんな形で国会答弁が踏みにじられて、いわば変質して

いつているということはゆゆしいことだというふうに思っています。

しかも、最初に申し上げましたように、文科省所管の日本スポーツセンターでしょう。そのサッカーくじですよ。そこに文科省の天下りが行つて、そしてこういう事態を引き起こしている。これはどう見たらいいんですか。本当に官僚の暴走以外の何物でもない、傍若無人のやり方だ、こう言ってもいいと思うんですね。私は、国会としてこれは到底許すことはできない、もちろん、私自身も審議にかかわった者として、到底これは認めるわけにいかないというふうに思うんですね。

それでは角度を変えまして伺いますが、この間のスポーツの予算というのはどのように推移していますか。

○素川政府参考人 多分、平成十三年から十八年度の間の変化というお尋ねであらうかと思えます。

平成十三年、前提が少しございますけれども、平成十八年度からは、公立学校等のいわゆる体育施設の整備費が交付金化したということで、スポーツ関係予算とは外して、全体の大枠の中の内数になったものでございますから、それは外して考えてみたいと思います。

そういうことで、少し金額は少なくなっております。そういうことで、少し金額は少なくなっております。そういうことで、少し金額は少なくなっております。そういうことで、少し金額は少なくなっております。

それで、スポーツ振興くじの発売が開始された十三年度、これは助成金がまだ出ていない時代でございまして、それは百四十二億円ということで、十八年度は二十五億円の増加になっているというところでございます。

〔池坊委員長代理退席、委員長着席〕

○石井(郁)委員 スポーツ予算は一貫して下がり続けているんですよ。十八年度二十五億円、本当に少な過ぎると思いませんか。私は、これだけなら、サッカーくじ実施のための投資、三百五十億円投資したんですから、また、毎年の人件費な

どを考慮したら、直接国から補助した方がずっとよかつたんじゃないか、ずっとスポーツの予算、確保できたんじゃないかと言わざるを得ないんですね。

サッカーくじ実施のための法律の附則に何とありましたか。この法律の施行後七年を経過した場合、スポーツ振興投票制度の見直しを行うものと。ちよととして七年ですから、この見直しをどうされるんですか。行つたんですか。

○素川政府参考人 昨年の十一月で七年が経過したというふうに承知しているわけでございますけれども、その一年前の平成十六年の九月に、スポーツ振興くじの売り上げ回復いたしますか、平成十八年度以降のあり方を展望いたしまして、中教審のスポーツ・青少年分科会から、くじの種類とか販売方法等の改善策の提言をいただいております。それを踏まえまして、この十八年三月からの販売をいたしておるわけでござい

ますけれども、十八年二月には、この提言の実施状況をスポーツ・青少年分科会に報告し、三月から具体的な改善方策を実施しているわけでございます。

このように、現行の枠組みの中でできる限りの改善策を実施してきたところでございまして、今後、必要があれば、さらに見直しを図っていくことが適当と考えているところでございます。

○石井(郁)委員 私は部分的な改善とかそういう話じゃないと思うんですね。スポーツ振興投票制度の見直しを行う、これが法律の趣旨ですから、ちゃんと法律に明記されているんですから、この立場で行うべきですよ。まずこれを強く申し上げておきたいと思うんですね。

時間の関係がありますので、私は、最後に大臣に伺いますが、サッカーくじ依存のスポーツ振興行政というのは、今、本当に大きな見直しの時期にきているんじゃないでしょうか。ここに依存するようなスポーツ行政では立ち行かないんじゃないでしょうか。

それで、ことしのトリノ・オリンピックでござ

いますけれども、金メダリストの荒川選手が記者会見で言っていたことに、私、とてもなるほどと思いました。私が幼いころから基礎を築いてきたスケートリンクが閉鎖されて、子供たちは困っている、私も米国で練習するしかない、日本の環境は悪くなっていると思つていと述べているんですよ。トリノ四位の村主選手も、この選手の拠点とするリンクも売却候補に浮上していると。

この五年間で四十以上のリンクが閉鎖されたというんでしょう。何か、本当にこれは情けない話じゃありませんか。金メダルをとれた、とれたといいながら、こんな状況に置いている。私はこれは国のスポーツ行政の貧困の一つを象徴する話じゃないかと思つたので、大臣に御見解を伺います。

○小坂国務大臣 スポーツは、その競技選手がオリンピック等の世界大会で金メダルをとる、優勝、賞をとるということで、国民の皆さんの心の中に明るさとして元気を与えてくれる。そして、大変厳しい試練を超えて、そのメダルを獲得するまでのストーリーそのものが、国民に生きる勇気を与えてくれると思っておりますので、そういった意味で、国民スポーツの振興と競技スポーツの振興は、ともに文部科学大臣として積極的に進めなければならないことだと認識をいたしております。

委員が御指摘のように、私も荒川さんのそのお話を聞きました。そのお話を閣議後の懇談会でも直後に披露をしまして、冬季スポーツ競技の振興と競技施設の拡充について、また、支援、助成の拡大について、各閣僚の御理解を得る努力をしたところでございまして、あらゆる場を通じて、JOCの竹田会長ともお話をする中で、私ども、この必要性を訴えてまいりたいと思っております。そういう意味において、委員が御指摘になりましたように、詳しい数字を申し上げるとあれでございますが、平成八年から十四年まで、屋内のスケートリンクで三十三、屋外のスケートリンクで百二十七減少しているんですね、民間のもの

両方合わせてですが。すなわち、トータルで百六十ものスケートリンクが全国で閉鎖を余儀なくされている。こういった環境では、次なる荒川選手、村主選手あるいは安藤選手のようなフィギュアスケーターが育つてこない。

また、同じように、私もそうでしたけれども、スケートの取つきというのは、意外とフィギュアから入るんですね。それからホッケーに行ったりスピードに行ったりすることが多かった。そういったことも振り返りながら、こういったフィギュアのリンクを初めとして、スケートリンクそのものがあるということが、やはり国民スポーツの幅を広げることになっておられます。そういった意味で、委員とともに私も努力したいと思えますので、ぜひとも応援をよろしくお願い申し上げます。

○石井(都)委員 時間ですけれども、もう一点、具体的な話で、大臣のそういうお気持ちですと、ちょうど長野にかかわりますので。

冬季スポーツのナショナルトレーニングセンターというのが日本にはないんですよ。ところが、あの長野オリンピックでエムウエーブができましたよね。これは世界最大級だ、すばらしい施設だといんですが、十月から三月までしか使えないというんですよ。

もったいないじゃないですか、今、もったいないというのがやりですけれども。やはり通年リンクにする、このぐらいのことがなぜできないのか。聞きますと、四億から五億円ぐらいじゃないかと言われるんですね。私は、こういうことは、ぜひ大臣に英断をしていただきたいと思えます。○小坂国務大臣 何か私の出身地の関係になりますので、応援の質問をいただいているように答えにくい部分もあるんですが、さしつかえなくおっしゃるとおり、エムウエーブというスピードスケートの屋内リンクは、日本で唯一の施設でございます。イベント等を開催して、夏場に一生懸命稼いで、冬場のアイスリンクにする費用を捻出しているというのが現状でございます。

その支出経費を、株式会社エムウエーブで三億四千万、また、長野市の負担分で二億一千万。ただ、このうちの二億四千万はエムウエーブの会社の方に提供してありますので、差し引きいたしますと変わってまいりますけれども、このような資金を必死に稼いで維持しているというのが現状でございます。そういう意味からすれば、やはり国の助成で通年氷が張れるリンクにしていくことが、競技力を向上させる。

また、ボブスレー、リュージュのスパイラルというコースがございます。ボブスレー、リュージュのコースは日本でただ唯一、この長野市のサイトだけでございます。この維持には膨大なお金がかかりまして、今は市民とそれから九八年のオリンピックの基金の中から維持しておりますが、これも大変厳しい状況にあります。

そういった意味で、関係の皆さんの御理解を得る中でこういったものに対する支援をすること、ナショナルトレーニングセンター化することによってそういったものが可能になってくると考え、そういったことの検討を真剣にやってみようというふうに存じます。

○石井(都)委員 サッカーくじにつきましては、この間、各新聞の社説、そのほかいろいろな記事等で大変厳しい批判が相次いでいます。

私は提案いたしますけれども、これは委員長にお諮りいただきたいのですが、サッカーくじのあり方については、見直しを含めて、本委員会での集中審議等をぜひお願いしたいと思います。このことをお願いして、質問を終わります。

○遠藤委員長 今の件につきましては、理事会で協議をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後三時二十一分開議

○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。まず、法案に先立って、オリンピックの唯一の金メダルで荒川選手の活躍が本場によかったというこの余韻も冷めないうちに、日本スケート連盟の不祥事ということが伝えられております。文部省所管の財団法人で、このスケート連盟が、国際大会などを運営する国際事業部門で一億五千万という赤字を計上してしまつた。また、当時の会長がこれらの部門をみずからの運営する会社に事務所を置いて、またそこに経理の透明性があつたのかどうかということが問題になっております。

まず、文部大臣に総括的に伺いたいのですが、これから大なる発展が期待される分野だけに非常に残念なことだと思いますが、この不透明な経理や公私混同などが万が一にもこれはあつてはならないというふうに思います。まず、大臣の所感を伺います。

○小坂国務大臣 ただいま御指摘のように、財団法人日本スケート連盟の、現在会長は空席でございます。前々会長の国際事業関係の経理に関する問題について、三月の十三日に文部科学省に対して財団の会長代行から担当課長に説明がございました。

現在、事実関係を調査しているということでございます。六月の評議員会までに結果を取りまとめた報告を申し上げるということでございます。私どもとしても、まずもって、この調査が円滑に、そして適正に行われて真実が明らかになることをしっかりと見守ってまいりたいと存じます。

そこで、心配になりますのは、私ども国から補助金を支出している団体でございます。その行方という点になります。JOCを通じて連盟の選手強化に対しての補助金が出されておりますが、当日の説明によりますと、特別会計として区分が経理されていることから、今般の経理問題とは関係のない形になっているという説明があります。

した。そういったことで、この報告が出ましたならば、厳正に吟味した上で、厳正に指導をしてまいりたいと存じます。

○保坂(展)委員 それでは、幾つか具体的に馳副大臣に伺いたいと思えます。

まず、この連盟が調査委員会を設置したということなんですけれども、この調査委員会の人的な構成はどうなっているか。外部の者を入れて客観的、公正にやるということを目指さなきゃいけないのでしようけれども、調査委員会の責任者や、あるいは連盟の中にどういった方が入っているのか、外部から例えばどういった専門家が入ったのか、これらについてお願いします。

○馳副大臣 財団法人日本スケート連盟の財務部長、連盟の公認会計士一名、連盟の顧問弁護士一名、外部の公認会計士一名、外部の弁護士一名で構成されており、今後必要に応じて追加されると伺っております。

ただ、具体的な構成員名については、連盟は調査が終了した段階で公表するということですので、それまでは調査に支障を来すおそれがあるとの理由で公表しないということでありました。

○保坂(展)委員 馳大臣、その責任者はどなたになつていらっしゃるのでしょうか。

○馳副大臣 この構成から察するにどうか判断するに、どう考えても、財務部長がある意味では連盟を代表しての責任者になるものと思われま

す。

○保坂(展)委員 それでは、この調査委員会はいつから開催をして、どのような日程で、何をテーマにして、もちろん報道されたことがテーマになるんでしようけれども、しかし、調査委員会は何をテーマにして、六月までというのはわかりましたけれども、どのぐらいの頻度で、もう既に始まっているのかどうなのか、それについてもお願ひします。

○馳副大臣 テーマについては、国際競技大会を開催する財団法人日本スケート連盟内組織の国際

事業委員会について、平成十年から平成十六年までの収支の調査を行うものと承知をいたしております。

報道によりますと、一昨日、三月十五日に第一回が開催されたと聞いておりますが、今後の調査日程についても連盟は公表しないとしているということであります。

最終的には、連盟は、六月十七日に開催が予定されている評議員会までに結果を取りまとめる報告をいたしております、その際には、結果のみならず、調査の経緯も含め公表されるというふうに伺っております。

○保坂展委員 まないたのこイが包丁を握るという言葉もありますけれども、連盟の中で起きた問題ですね。今大臣からお話があったように、補助金が、不正にという心配は直接にはないにしても、例えば、新聞報道によれば、この専務の方が直接決済をされていた。この専務の方も、調査委員会に入っていないまでも、自分は責任がないとは言いい切れないが、専務理事の職にとどまって内部調査に関与していき、こう言っているんですね。

やはり、これだけの波紋を呼んだからには、調査委員会を開いて、こうだったということをしつかり対外的に明らかにしながら調査を進めていくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○馳副大臣 その専務が調査委員会の中に入っているのは私もいかなものかと思えますね。調査委員会から調査を受ける立場の者が中に入っているの、その辺もしつかり指導してまいりたいと思います。

○保坂展委員 これも確認できないのですけれども、例えば、航空会社から協賛以外に無料航空券などが提供されて、これは役員の方がむしろ優先的に使っていたのじゃないかという話がございます。選手の方はエコノミーで役員はビジネス、本来逆だろうという話もございます。

こういった中で、連盟自身そうやって赤字に

なっていく中で、選手の遠征費、これは連盟が負担する部分の半額ですか、選手自体はそういう部分の請求を受けてしまうというようにも伝えられていますが、同じスポーツの世界で活躍されたと思いますが、同じスポーツの世界で活躍された副大臣、どうですか。

○馳副大臣 大体どの団体も同じだと思うんですが、役員がいい思いをして選手にしわ寄せが行ってほしくないというのは大原則でありますから、国会で保坂委員からこういう御指摘があったということも先方にお伝えをして、きつちりと疑問に答えることができるような調査をするように指導したいと思えます。

○保坂展委員 そして、六月に調査結果が出るということなんですが、私は、もう少し文部科学省は踏み込んでいいのじゃないかというふうに思っています。なぜならば、所管法人として三年に一回の定期監査を行っているはずですし、毎年決算書も提出されているはずですね。そうすると、手元に材料はないわけではいいわけですね。

そうすると、これだけの問題、長く蓄積した問題でしようから、文科省がまず今入手している決算関係の書類、あるいはこれまでの経過を総合して、調査委員会をやっているならこういう点についてきつちりしないよというような項目指摘とかいうことを、もう少し踏み込んでやっていいのじゃないかと思えますが、いかがですか。

○馳副大臣 文部科学省が今まで実地検査をして指摘してはなかったわけでは実はないのです。平成十五年五月十五日に、私どもの競技スポーツ課の方で、平成十四年事業年度の実地検査を行って、一般会計から国際事業会計が分離されていたのですね。おかしいじゃないかと指摘をして、翌年度から直させております。

ただ、そのときには、実際には監査、決算等が正常に上がってきておりますので、その中身にまだ踏み込んでではなくて、なぜこの一般会計のところから国際事業会計だけが分離されているのか、おかしいじゃないかという指摘はして、翌年

から直させているということもございます。

○保坂展委員 そうしたら、やはり連盟内部の調査、外部から公認会計士の方と弁護士の方が二人入ったようだけれども、どなたかということ、これは公表されていない。せめて、何を議論し、どんな調査をしたのかということとその都度公表する、あるいはまとめたペーパーでも出すということぐらいはしないというふうに指導してもよろしいんじゃないですか。

○馳副大臣 連盟は、外部の会計士、弁護士も入って調査をし、六月十七日に評議員会があったので、恐らくそこで報告をし公表する、こういうふうにしておりますので、折に触れて、こういったことは対話と圧力で、しつかりやらないと社会的な理解が得られないということを含めて指導してまいりたいと思えます。

○保坂展委員 では、最後に大臣に、こういうことで選手の方の日々の努力が悪い影響を受けるようなことがあってはならないと思うんですね。この点で、やはり六月までやるということですから、文科省の方で、さらにある資料を総合して、この点もしつかり調べなさいということ、私はそういうものがあれば指摘するべきだと思っております。いかがでしょうか。

○小坂国務大臣 私といたしましては、六月までただただ待っているのではなくて、その途中で、調査の進捗状況はどうなんだ、早く結論が出たらその時点で知らせなさい、そういったことは指導してまいりたいと存じます。

○保坂展委員 次に、この法案にかかわることなんですが、昨年の秋に、国立美術館、博物館、文化財研究所の統合問題、及び市場化テストをやったかどうかという話がありまして、これは平山都夫さんは日本を代表する芸術家や作家、文化人あるいは学者の方が、効率性追求による文化芸術の衰退を非常に危惧する、こういった小坂大臣あての申し入れ書といたしましてか声明、これを出されたと思えます。

今回の法案では統合は見送られているものの、

来年、一応統合予定というふうに聞いております。声明にある、文化というものは大変な資産なんだ、これは国の顔なんだ、これは多くの方が共感をしたと思うんですが、この声明について、今、小坂大臣はどのように考えられておりますか。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。

国立美術館、博物館に關します、いわゆる市場化テストの導入問題、あるいは、こういった館、施設を運営しております独立行政法人の統合問題に限って、委員御指摘の文化人、平山前芸大学長を初めとします文化人の方々の、いわばメッセージ、アピールがあったわけでございます。

私ども、この文化人の方々が非常に大きな危惧を抱いているということにつきましては、思いを同じくいたしております。市場化テストの問題につきましても、今後の独立行政法人のあり方につきましても、効率一辺倒ではない、本来あるべき独立行政法人の使命を果たすことについて、十分思いをいたしながら慎重に対応する必要があるという考えを持っておる次第でございます。

○保坂展委員 では、統けて文化庁にお尋ねしますが、市場化テストそのものが、これはやった方がいい分野もあるでしょう。しかし、美術館とか博物館に適用すると、この声明が言っているように、そのときの人気のある企画になれ込む、したがって、そのことによって長期的に文化的に失うものが多いだろうということを考えるわけですね。

そうすると、保存とか修復とか研究とか、収益に直結しない重要な作業がこれから軽視をされていくおそれですね。これは、市場化テストはしないまでも、今回組織がえをするに当たって、その哲学はどうなのかという点について答弁してください。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。

御質問は、国立美術館、国立博物館の役割、その重要性にかかわってくるのだと認識をいたしております。

国立美術館は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命といたしておりまして、美術振興の中心的拠点として、美術に関する作品等を広く国民に紹介することを役割の第一といたしております。また、我が国の顔として、海外の主要な美術館等と連携をいたしまして、美術を通じた国際文化交流を推進する等の役割を担っております。

一方で、国立博物館でございますが、国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、貴重な国民の財産であります多数の国宝、重要文化財等を初めといたします文化財を収集、保存、展示いたしまして、次世代へこれを継承するという役割とともに、これらを活用して国内外に我が国の歴史、伝統、文化を発信するという重要な役割を担っております。

また、これらの国立美術館、国立博物館は、いずれもいわゆるナショナルセンターといたしまして、美術館活動の全体あるいは博物館活動の全体につきまして、その活性化、充実を図る上で、これに寄与することが大きく期待されておられるという役割を担っておられるものと思っております。

こういった役割の重要性を考えますときに、 legalization になったわけでございますから、独法化以後のその制度のメリットを生かすということも大事な課題でございます。

いろいろな努力はなされておりますけれども、これまで、国立美術館、国立博物館、先ほどの重要性、使命を踏まえた上でも独法化のメリットを生かしながら、例えば、コンサート、演劇などさまざまな文化事業との融合による新たなサービス提供にも心がけておりますし、例えば、夜間、休館日における施設の一般貸し出しによる有効利用といったことにも工夫を用いております。重要を十分認識しながらも、独法の特性を生かした、メリットを生かした工夫を行っております。

このことによりまして、大きな成果、例えば入館者数、自己収入といった成果を上げておりますけれども、このみにとどまらず、本来の重要性、役割を踏まえた上での質の維持につきましても十分認識をして運営に当たっております。御理解いただきたいと思うわけでございます。

○保坂(展)委員 小坂大臣に。

先ほどお聞きをして文化庁次長の方から答弁いただいたので、再び、この独法化の後の統合。私は、これは市場化テストにはふさわしくないとはいえますし、この声明のとおりだというふうに思います。大臣の考えをお願いします。

○小坂国務大臣 いろいろな合理化、効率化を図っていくということは常に考えていかなければならないことではありますけれども、長期的な視野に立つて、計画的に美術品の展示及び国民に対する文化事業の推進を図っていくことはやはり必要だと思っております。

そういった意味で、競争あるいは採算性のみを追求するようなことのないように、市場化テストに適するものと適さないものというものをしっかりと分けて考えなきゃいかぬ。

そういう意味において、この事業については、従来の形のような形でしっかりと計画性を持って取り組んでいくというその必要性を強く認識いたしていることだけ申し上げておきます。

○保坂(展)委員 文化庁の方に伺いますが、この市場化テストとは全く逆の発想なんです。地方自治体の試みとして、博物館や美術館を完全無料化する、こういうところが出てきていて、やってみると、入場者が思いのほか、予想外にたくさんふえた、こういうことがあります。思い切った無料化ということも考えてみるということはありませんか。

○加茂川政府参考人 美術館等の入館料、入場料についての御尋ねでございます。

いわば国民の共有の財産でございます価値のある美術作品あるいは文化財を国民に鑑賞していただく機会をできるだけ広く設ける、そのためにい

ろいろな工夫をするということは、大変大事な課題だと認識をいたしております。

私も承知しております。例えば、先進諸国において、ヨーロッパ諸国において、こういった美術館等の入場料が有料のところがあるというところも承知しております。一方で、例えば、著名な大英博物館でありますとか、アメリカの Smithsonian 機構などに関しましては、その関係する美術館等において入場料が無料となっている例も承知をいたしております。また、地方でも、日本の公立美術館につきましてもいろいろな取り組みが取り組まれておりまして、最近でも、マスコミ報道、新聞報道があったことも承知をいたしております。

若干法律の仕組みを申し上げて恐縮でございますが、我が国の博物館法によりまして、公立の博物館では、入館料その他博物館資料の利用に関する対価を徴収してはならないという規定がございます。この規定の趣旨は、入館料につきましては原則として無料が望ましい、先ほど冒頭申し上げましたが、鑑賞機会をより広く提供するという趣旨から考えますと、これが望ましいというのが同法の趣旨であろうと私どもは理解をいたしております。

ただ同時に、この法律は、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合には入館料を徴収できるという規定も定めてございまして、これらを総合して考えますときには、入館料をどう設定するかというのは、各館の事情等を考慮して設置者が適切に定めるべきものだというのが私どもの総合的な理解でございます。

ちなみに、国立の美術館、博物館について申し上げますが、いわゆる常設展、平常展につきましては、現在、小中学生以下は無料になっておるところでございます。

○保坂(展)委員 それでは、文化庁に。

五つ目の新美術館ですか、来年、六本木にかなり大規模な美術館がオープンすると聞いておりますけれども、これは公募型というんですか、ギャ

ラリーとして使われる。

この国立の新しい建物の機能、これは従来、東京都美術館などがこのような役割をしてきたと承知しているんですが、このことの競合や役割の違いなどがあるのか。そして、時間がありませんので、もう一点。この公募に当たって、透明な、あるいはだれにでもわかりやすい開かれた基準、こういうことをどういうふう準備されているのか、お答えください。

○加茂川政府参考人 御指摘にございました六本木に建設中の国立新美術館でございますが、お話にもございましたように、一万四千平米の大規模な展示スペースを要するものでございまして、これを利用して全国的な公募展でありますとか、大規模な共催展に会場を提供することを主な目的として、いわば独特の機能、性格を持った施設として準備をしております。ちなみに、独自の収蔵品というものは持たない美術館でございます。

お話にもございましたが、同種の美術館としては、既に東京都立美術館があるわけでございますが、私どもの認識といたしましては、大都市圏における各種の文化団体からのニーズは多様なものがあると思っております。この美術館そのものが関係団体の強い要望を踏まえて開設するものでございますけれども、例えば、公募展については、大規模な展覧会で長期間にわたって実施するものでありますとか、全国的な活動を継続的にやっている団体を優先することといったことを念頭に置いてその運営を心がけようとしております。関係団体から見ますと、既存の美術館と相まって、新たな選択肢、多様な選択肢がふえるというメリットがあるのではないかと理解をしております。

また、もう一点の御質問にございました公募団体の選考の公開性、または公平性の確保についてでございますが、この美術館では、使用につきましては五年間優先して会場を使用できるという仕組みになってございまして、とりわけ団体の選定

が公平に行われることが大事でございます。

このため、応募資格でございますとか選考手続、あるいは利用の調整手順につきましては、事前にオープンにいたしまして、さらに一定期間説明を行った上で調整、原則抽せんということによつて決定をしております、御指摘にございました客観性、公平性はかなり担保されておるのではないかと私も思っておりますし、この選考過程につきましても関係のホームページで公表をいたしております、努力をいたしておるところでございます。

○保坂(展)委員 博物館、美術館についてお聞きをしました。

文化というのは、採算ということではあれば、採算というものは別の尺度が必要だ、お金の帳じりではないということを強く思います。この美術館もいい美術館になることを期待して、私の質問を終わります。

○遠藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。笠浩史君。

○笠委員 私は、民主党を代表し、政府提出の独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案に反対の立場から討論を行わせていただきます。

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共性の見地から確実に実施されることが必要な業務、事業を、政府から独立した主体が行うことにより、その効率かつ効果を向上させることを目的としています。しかし、今回、政府が提出してきた法案は、効率化はおろか、その効果についても不透明であり、何ら期待ができない内容となっております。

民主党が本法案に反対する第一の理由は、非公務員化に実態がなく、天下り隠しの非公務員化という点が否定し切れないということでありま

す。本法案によつて、文部科学省所管の十二の特定独立行政法人で公務員の身分の非公務員化が予定されています。しかし、その給与等の人件費は交付金、すなわち税金から出され続けます。単に政府の掲げる公務員数の削減を実現するための数合わせ的な非公務員化には意味がなく、かえつて国民の利益を損ないかねません。

反対の第二の理由は、国立青年の家、国立少年自然の家、国立オリンピック記念青少年総合センターの統合についても、事業の効率化が図られているのかどうか疑わしいことでもあります。そもそも、これら三法人について、県や市の類似の施設が多数存在しているにもかかわらず、その稼働率や、国立として残す必要があるのかについて、具体的な検討が行われていないのではないのでしょうか。今後の運営費交付金についても、五％減にとどまり、将来的な数値目標も示されませんでした。

そして、第三の理由は、現在の独立行政法人を含め、その情報公開が不十分といった点であります。独立行政法人の事業の妥当性、そして効率性のチェックを行う第三者による評価制度が必要不可欠です。しかし、今回の審議でも明らかにしましたが、現在の独立行政法人も、実質的に内輪の評価だけでとどまっており、事業が適正に行われているかどうかわかりません。まずは、独立行政法人の情報公開、第三者評価のあり方について見直していくべきだと考えます。

以上、本法案の問題点を述べてまいりましたが、結局、本来の独立行政法人制度に期待される効果は全く発揮されず、改革とは名ばかりの中身のない法案であることを申し上げ、私の反対討論をいたします。(拍手)

○遠藤委員長 石井郁子さん。

○石井郁子委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、公務員型の法人を非公務員

型の法人に移行させる点です。

独立行政法人化されてきた現状を見ると、長期的視野に立った基礎的研究や、貴重な文化財、美術品などの保存や収集など、国民にとって必要な公共性の高い研究などが軽視され、短期的な成果を求める研究に重点が置かれてきました。公務員型を非公務員型とすることは、さらにそうした状況に拍車をかけ、国の責任を放棄することになり、認めることはできません。

また、非公務員型の独立行政法人には、雇用継続を明確に保障する規定がなく、業務の変化に応じて安易な人員削減が行われる可能性があります。効率性追求のもとで、研究所などの新規採用者がほとんど任期制職員になるなど、非正規雇用者がふえ、任期後の身分の不安定さから落ちついて研究や課題に取り組むことが難しくなるなどの影響も出ています。

第二に、子供を取り巻く状況や地域環境の激変から、青少年教育を初めとする社会教育施設の充実が求められています。にもかかわらず、本法案による統合で不採算部門が縮小廃止されるおそれがあります。

以上の点から、本法案に対し反対するものです。(拍手)

○遠藤委員長 保坂展人君。

○保坂(展)委員 社会民主党・市民連合を代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、本法案の対象となる独立行政法人には教育研究機関が多く含まれ、非公務員化がこれらの機構の行う活動に大きな影響を与える懸念があることです。非公務員となることで身分の安定が失われ、より効率性や成果が重視されることになれば、基礎的な研究が軽視にされたり、あるいは企業との癒着が進むのではないかと疑問がぬぐえません。

第二に、余りにも安易で御都合主義の組織いじりに終始していることであります。非公務員化に

当たっては、それぞれの独立行政法人が公務員型である必要があるのかどうかを慎重に精査する必要があり、また、組織の統廃合に当たっても、その機能や任務を検証し、利用者や国民生活に支障が生じることがないような配慮を十分に行うことが求められます。この法案審議に当たって、そのような疑問が晴れたとは言えず、公共性の高いこれらの組織を行財政改革の名で安易に統廃合することは問題です。

以上の理由で、本法案に反対する討論といたします。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○遠藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○遠藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

平成十八年四月四日印刷

平成十八年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D